

令和元年 6 月 1 3 日

令和元年 第 2 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和元年第2回和東町議会定例会

会議録 （第1号）

招集年月日 令和元年6月13日（木）

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 6時06分

出席議員（10名）

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	田	泰	正	8番	岡	本	正	意	
9番	畑	武	志	10番	小	西	啓			

欠席議員（0名）

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
総務課行財政担当課長	藤	原	秀	太			
地域力推進課長	草	水	清	美			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	北	広	光				
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	瀧	村	幸	代			

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	4	番	村	山	一	彦					
							5	番	吉	田	哲	也					

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度和東町一般会計補正予算（第 6 号専決）

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度和東町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 30 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号専決）

報告第 1 号 平成 30 年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書に関

する報告書

報告第 2 号 平成 3 0 年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

報告第 3 号 平成 3 0 年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

報告第 4 号 平成 3 0 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書

報告第 5 号 平成 3 1 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

報告第 6 号 平成 3 0 年度一般財団法人和束町活性化センター決算に関する報告書

報告第 7 号 平成 3 1 年度一般財団法人和束町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労さまです。

ただいま、令和元年和束町議会第 2 回定例会を開会いたします。

クールビズ推進のため、上着・ネクタイの着脱は自由といたします。これは強制ではありませんので、自由に議員の皆様、考えてください。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第 2 回の定例議会を徴集させていただきましたところ、議員の皆さん方には全員ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろは和束町の行政で何かと議員の皆様方にはご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場をかりまして厚く御礼を申し上げたいと、このように思います。

今回の定例議会には、専決案件、そして補正案件等の条例の改正等ですね、そういった議案等を予定させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれも承認いただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、村山一彦議員、5 番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から６月２４日までの１２日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から６月２４日までの１２日間と決定いたしました。

日程第３、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、和束町議会令和元年第２回定例会報告書により、ご報告申し上げます。

報告第１号及び報告第４号から第７号まで私のほうから報告をさせていただきたいと思ひます。

報告書のほうをよろしくお願ひいたします。

報告第１号

平成３０年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、平成３０年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和元年６月１３日報告

和束町長 堀 忠雄

１枚めくっていただきまして、平成３０年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に説明を申し上げます。

なお、財源内訳につきましては省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、会計年度任用職員制度導入事業、5 0 0 万円、4 9 9 万円。

2 款総務費、1 項総務管理費、和束運動公園駐車場等周辺整備事業、3, 6 0 0 万円、2, 4 5 3 万円。

2 款総務費、1 項総務管理費、地籍調査事業、5 0 0 万円、5 0 0 万円。

5 款農林業費、1 項農業費、グリーンティ和束備品整備事業、3 5 0 万 5, 0 0 0 円、3 5 0 万 5, 0 0 0 円。

5 款農林業費、2 項林業費、保安林解除申請図書作成事業、2 5 7 万 1, 0 0 0、1 3 0 万 7, 0 0 0 円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道維持補修事業、3 0 0 万円、3 0 0 万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、門前橋整備事業、1, 1 0 0 万 4, 0 0 0 円、1, 1 0 0 万 4, 0 0 0 円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、祝橋整備事業、3 9 9 万 6, 0 0 0 円、3 9 9 万 6, 0 0 0 円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、橋りょう長寿命化修繕事業、2, 0 0 0 万円、2, 0 0 0 万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道舗装維持管理事業、6 0 0 万円、6 0 0 万円。

7 款土木費、3 項河川費、河川改修事業、4 0 0 万円、4 0 0 万円。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、1, 5 6 5 万円、1, 2 9 6 万円。

1 0 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、1,

853万8,000円、1,445万8,000円、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業、1,600万円、1,363万8,000円。

令和元年6月13日提出

和束町長 堀 忠雄

次の報告第2号及び第3号報告につきましては、後ほど担当課長より報告させていただきます。

4ページめくっていただきまして、報告第4号を報告させていただきます。

報告第4号

平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書

令和元年6月13日報告

和束町長 堀 忠雄

次ページに平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

その1ページでございます。

議案第2号、平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画並びに補正予算について。平成31年3月20日提出、同日可決されております。

2ページ目が、その補正に係ります補正事業計画、3ページ目が補正予算、4ページ以降につきましては、補正予算実施計画を掲載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

また、3ページおめくりいただきたいと思います。

次に、報告第5号でございます。

報告第5号

平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

令和元年6月13日報告

和束町長 堀 忠雄

次ページに平成３１年度の事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

めくっていただきまして、その１ページでございます。

議案第３号、平成３１年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について。平成３１年３月２０日提出。これにつきましても、同日可決されております。

２ページ目につきましては、平成３１年度の城南土地開発公社の事業計画、３ページにつきましては、城南土地開発公社の予算、４ページ以降につきましては、平成３１年度の予算実施計画等が記載されておりますので、後ほどお目通しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、３ページめくっていただきまして、続きまして、報告第６号でございます。

報告第６号

平成３０年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

令和元年６月１３日報告

和東町長 堀 忠雄

１枚めくっていただきまして、第７期（平成３０年度）の事業報告書でございます。

１ページから８ページが一般財団法人和東町活性化センター事業報告でございます。

それ以降のページにつきましては、収支決算報告書を添付させていただいております。また、お目通しいただきますよう、よろしくお願いいたします。

先ほど言いました７期の収支決算報告書の次のところでございますが、少しページをめくっていただきまして、報告第７号でございます。

報告第７号

平成３１年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

令和元年６月１３日報告

和東町長 堀 忠雄

次ページに第８期（平成３１年度）の事業計画書を添付させていただいています。

1 ページから 6 ページが事業計画、それ以降につきましては、収支予算書을載せておりますので、お目通しいただきたいと思ひます。

私のほうからは以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。私のほうからは、報告第 2 号、第 3 号について報告させていただきます。

資料をおめくりください。

報告第 2 号

平成 3 0 年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越

計算書に関する報告書

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和元年 6 月 1 3 日 報告

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

平成 3 0 年度和束町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額で報告させていただきます。

2 款施設費、1 項施設費、事業名、統合簡易水道整備事業、金額 1 億 7, 4 7 7 万円、翌年度繰越額 1 億 3, 4 8 2 万 6, 0 0 0 円でございます。

財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

令和元年 6 月 1 3 日 提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりいただきまして、報告第 3 号でございます。

報告第3号

平成30年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計

算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

令和元年6月13日報告

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

平成30年度和束町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

簡易水道同様、款、項、事業名、金額、翌年度繰越でご報告させていただきます。

2款管理費、1項施設管理費、事業名、処理場内施設修繕事業でございます。金額350万円、翌年度繰越額350万円。

財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

令和元年6月13日提出

和束町長 堀 忠雄

以上、特別会計2件の報告でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

議長から報告します。

監査委員より、平成30年度第11回・第12回、令和元年度第1回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の審査及び調査及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、岡田泰正議員。

○総務厚生常任委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は6月4日に、町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における平成30年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに、堀町長から、「改選後初めての委員会調査であり、これからの町を見据えたまちづくりを委員の皆さん方とともに共有して進めてまいりたい。この委員会がさまざまな議論の場となり、お互いに意見を述べあいながらその方向を探り出したい」と挨拶をされました。

次に、平成30年度の決算見込みについて報告があり、一般会計で、歳入総額32億5,787万円、歳出総額31億236万円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,967万円を引いた実質収支は1億2,584万円の黒字となりました。

また、6特別会計では歳入総額19億9,704万円、歳出総額19億1,766万円となり、実質収支は7,518万円と、全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の平成30年度事業の実施状況等について調査を行いました。

総務課では、ふるさと応援寄附金は121万円、48人の方から寄附をいただき、前年度比1.8倍の伸びとなり、平成30年度末の基金残高は613万4,513円となった。寄附金の活用先として五つのまちづくりを設けているが、今後それぞれ目的に応じた事業を検討される。

交通安全対策事業として、各区長さんから要望があったカーブミラーを10カ所、防犯灯6カ所設置した。奈良交通へ運行を委託している路線バス運行維持補助金は、利用者の減少や補助対象となる乗車密度の変更により、昨年度より補助金約185万円増の3,506万円となり、今後利用促進や新たな公共交通のあり方を検討することが課題であると報告をされました。

また、災害時の迅速な対応と安心安全なまちづくりを目指すため、釜塚地内に地下

式防火水槽を設置、災害時の避難所である和東小学校にマンホールトイレ１０基設置するため、設計業務を委託されました。

税住民課からは平成３０年度の町税の課税状況の報告があり、町税全体の課税額の現年度分は前年度より１．３８％の増となり３億９，２３５万円で、税目別に見ると個人課税で前年度比４．８６％の増、法人課税で１９．５７％の減、町民税全体で２．１％の増となった。

固定資産税については町税の約半分を占めており１億９，２８１万円で、安定した財源となっていると報告がありました。

国民健康保険事業勘定については、７６８世帯、被保険者１，４０８人が加入されており、今後、特定健診の受診率の向上や糖尿病重症化予防の取り組み等医療費の上昇を抑えることにより保険税上昇の抑制につなげていくと報告がありました。

福祉課では保健・医療・福祉の連携強化を図るため、今後のまちづくりの中核的な機能を担う総合保健福祉施設整備基本構想を策定された。今年度は、この構想に基づき基本計画を策定される。

また、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を中心に相談・見守りを行う高齢者見守りサポート事業では、延べ１，６８０件、４１人を訪問した。

放課後児童対策事業では、登録人数は３６人、指導員は通常４人体制で従事している。開設時間はこれまで午後６時までとなっていたが、今年度より６時３０分まで時間延長している。

このほか各種がん検診の受診者数や介護保険事業、国民健康保険診療所、和東保育園、人権ふれあいセンター施設の事業などについて報告がありました。

委員からは、路線バス運行維持補助金の補助対象となっている時間帯や内容は、とし２月、４月に町内で大きな火災が発生した。放水等の迅速な消火活動状況は、地域防災計画見直しによる防災マップの作成はいつごろになるのか。また、ふるさと応援寄附金、近隣では８００万円、１，０００万円と高額な寄附金となっている。

特産品を使った返礼品や具体的なテーマに沿った寄附金を募るなど、もっと創意工夫を凝らすことが必要ではないかという意見もありました。

人材マネジメント部会参加事業では、組織能力を高め、地域主権の実現を目指す指導者の育成を図るため、毎年３名の職員が参加されている。どの階級クラスの職員が参加しているのか、研修後の職場でのアプローチ等いかなる成長を期待しているのか、和東保育園調理師人事の状況は、地方において医師不足が叫ばれているが、今後、総合保健福祉施設を整備していく上で医師の確保は非常に重要な課題、どう対応していくのか、風疹の予防接種と抗体検査取り組みの状況は、このほか、戸籍電算化整備事業はどういうところが変わったのか、固定資産税の税率見直しについての思いとは、京都地方税機構発足後、法人税や軽自動車税など広域連合で処理されていますが、今後、相続税など税関係全般について今後どこまで共同化を検討されているのかなど、たくさんの意見・質疑が行われ、担当課長等からそれぞれ答弁を求め、この日の事務調査を終えました。

以上で、総務厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きまして、産業委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、私のほうからは、産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、６月５日に町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における平成３０年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに、堀町長から、最近、国・府の幹部の方とお会いする機会があり、和東町の農泊や和東茶カフェ、６次産業などに取り組んでいる姿勢を紹介していただいた。いろんな取り組みが国の方でも認めていただいていることに改めて感謝している。京都府知事は、星野リゾートの社長とお会いされ、和東町のことを強くお願いした。京都府としても積極的に支援したいと言っていた。また、道路の関係では、府道木

津信楽線井平尾地内の工事は大変おこなっているが、ようやく上部の水路工事も終わり、工事完成に向け努力していただいていると挨拶されました。

その後、奥田副町長から、平成30年度決算見込みについて報告があり、一般会計・特別会計合わせて実質収支2億102万円の黒字決算であったと説明されました。

続いて、各課の平成30年度事業の実施状況等について調査を行いました。

今委員会から産業常任委員会の所管となった地域力推進課では、地方創生推進交付金やみらい戦略一括交付金を活用した事業の報告があり、移住促進特別区域に指定されている湯船区域にお試し住宅である湯船ヴィレッジハウスを整備された。学生によるフィールドワークの受け入れや地域住民の交流の場として活用されており、年間173人の利用があった。観光案内所では年間6,000人を超える来館者があり、SNSでも和束町の魅力を発信された。

広域観光推進事業では、教育旅行の受け入れに向けPRパンフレットの作成など、観光入込客数の増加を図られた。農泊の受け入れも27件あり、農泊登録受け入れ件数も86軒となった。

また、インバウンド観光事業では年間784人受け入れた。

その他、茶畑景観の保全や茶業の振興を定めた景観条例の制定やマウンテンバイクのイベントなど実施された。

農村振興課では25事業の報告があり、和束運動公園駐車場等周辺整備事業としてグリーンティ和束周辺の駐車場の整備やグリーンティ和束を改修し、和束茶カフェもリニューアルされました。

茶業の振興と後継者の育成を図り、地域ブランド確立の支援を行う青年就農給付金事業では、7名に合計975万円を給付した。

野生鳥獣被害対策事業では、猟友会等へ捕獲駆除を依頼し、サル、シカ、イノシシなど捕獲された。

相楽地域の市町村と共同で設置している相楽消費生活センターでは、30年度電

話・来所合わせて５９２件、うち和束町からは１５件の相談があった。

そのほか農業委員会の運営や豊かな森を育てる府民税交付金事業、じん芥処理事業などが報告された。

建設事業課では、原山地内の町道山口線拡幅改良工事が施工された。７月、９月に発生した台風により被害を受けた農地や道路、河川の災害復旧事業は、測量設計業務や応急排土工事は実施されたものの、工事費等次年度へ繰り越された。

２９年度からの繰越事業である災害復旧工事などは全て完成し、執行された。

また、簡易水道特別会計事業では、水道使用料の収納状況について、集金業務の強化により、現年度分・過年度分ともに前年度を大きく上回る収納率となった。

以上の報告を受けて、各委員からは、ことしは遅霜の影響で茶畑に被害があった。状況と対策は府道木津信楽線で観光客の観光バスからの乗降がとても危険である。以前にも対策をお願いしたが、その後の状況は。

今年度の事業でグリーンティ和束ガラスハウスを移転してバスの進入路を計画されているが、いつごろの完成になるのか。

青年就農給付金制度の事業効果や内容は。

町内に耕作放棄地が点々とあり、手がつけられない状態になっているところがある。衛生面、安全面の点から対策が必要だが、どこに相談すればいいのか。

また、森林組合助成事業やマツクイムシ防除事業の内訳は。

来年度から水道料金値上げの計画があるが、方針に変わりはないのか。もう少し慎重に検討すべきではないか。

水道使用料の収納状況については、昨年度の成果に引き続き今後も誠意を見せて努力してほしいとされました。

そのほか、ことしのお茶の入札状況の報告や６月定例会に提案される条例改正や補正予算、災害復旧工事請負契約の締結などについて説明を受け、この日の事務調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、相楽中部消防組合議会、岡田 勇議員。

○相楽中部消防組合議会議員（岡田 勇君）

おはようございます。

令和元年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会。

6月3日に、大谷処理場会議室において令和元年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会が開催をされましたので、報告をいたします。

初めに代表理事から、し尿処理業務では、平成30年度の大谷処理場への搬入量は、公共下水道などの普及もあるが、前年度比ではほぼ横ばい傾向である。大谷処理場の施設処理及び運転管理は大きなトラブルもなく、水質も良好で、安定的な運転管理が行われた。

大谷処理場基幹的設備改良事業に係る業者選定について、3月20日に構成市町村の委員で構成される「入札参加資格等審査委員会」を開催をし、審査の結果、入札参加業者を決定し、5月8日に入札を執行、落札業者と5月13日に仮契約を締結をした。

また、5月24日には、同事業に伴う施工監理業務委託に係る入札を執行した。

この基幹的設備改良事業は、循環型社会形成推進交付金を活用して実施し、5,896万3,000円の内示があった。

その他、相楽消費生活センターの相談や相楽休日応急診療所の受診状況などが報告されました。

次に、議長の選挙では精華町の杉浦正省議員が、副議長には和束町の小西啓議員が当選をされました。

続いて、議案の審議に入り、同意第1号、相楽郡広域事務組合監査委員の選任につ

いて。

議員のうちから選任する監査委員として、木津川市の山本和延議員が賛成者全員で同意されました。

次に、議案第7号、専決処分の承認について（平成31年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号））を賛成者全員で承認されました。

次に、議案第8号、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事請負契約の締結について、賛成者全員で可決されました。

その内容については、工事名、相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良工事。契約の方法、公募型指名競争入札。契約金額、8億2,080万円。契約の相手方、大阪市此花区西九条五丁目3番28号、浅野アタカ株式会社大阪支店となっています。

以上、報告いたします。

続いて、令和元年第1回相楽中部消防組合議会臨時会。

6月3日、相楽中部消防本部において、令和元年第1回相楽中部消防組合議会臨時会が開催されましたので、報告をいたします。

最初に、4期目の消防組合管理者に就任された河井木津川市長から、管内地域の要望に的確に応えられるよう、構成市町村・消防組合議会・消防本部の3者の連携を密にし、災害に強い、住民が安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいりますと挨拶をされました。

次に、議長の選挙では木津川市の山本和延議員が、副議長の選挙では南山城村の廣尾正男議員が当選をされました。

その他、議会運営委員の選任や賞じゅつ金等審査委員会委員、表彰審査委員会委員を選出されました。

続いて、議案の審議に入り、同意第1号 相楽中部消防組合公平委員会委員の選任において藤木美能里氏が再選をされ、賛成者全員で同意されました。

同意第2号 相楽中部消防組合監査委員の選任について、高瀬哲也氏が選任され、

賛成者全員で同意をされました。

同意第3号 相楽中部消防組合監査委員の選任について、組合議員から笠置町の杉岡義信議員が選任をされ、賛成者全員で同意をされました。

次に、承認第1号 専決処分事項の承認を求める件（平成30年度相楽中部消防組合一般会計補正予算第3号について）、賛成者全員で承認をされました。

次に、議案第8号 相楽中部消防組合議会の議決に付すべき財産の取得の件、山城・東部高規格救急車の購入について、議案第9号 相楽中部消防組合議会の議決に付すべき財産の取得の件、山城・東部高規格救急車資機材の購入について、議案第10号 相楽中部消防組合火災予防条例一部改正の件について、議案第11号 奈良市及び相楽中部消防組合におけるはしご車共同運用に係る連携協約の締結に関する協議について、それぞれ賛成者全員で可決をされました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きまして、山城病院組合議会、岡田泰正議員。

○山城病院組合議会議員（岡田泰正君）

それでは、令和元年第1回国民健康保険山城病院組合議会の報告をいたします。

令和元年第1回国民健康保険山城病院組合議会は、令和元年5月24日（金）午後1時30分より京都山城医療センター会議室にて開催されました。

日程第2、議長選挙が行われ、木津川市市会議員、高味孝幸氏が選任されました。

それに伴いまして、追加日程第2、副議長の選挙が行われ、当和束町議会議員、畑武志氏が選任されました。

日程第6、諸般の報告及び議案説明。去る4月26日、木津川市長に就任された河井規子氏が当病院組合理約第8条第2項の規定に基づき、管理者に選出就任されました。平成30年度病院事業の決算見込みは、入院患者、外来患者とも前年度比増員となり、黒字決算の見込みとなりました。また、介護老人施設事業の決算は支出超過の

見込みとなりました。

次に、京都山城総合医療センター第4次経営計画が新年度からスタートしたとの報告がございました。

日程第7、議会運営委員会の委員の選任について。委員長に木津川市市会議員伊藤紀味枝氏、副委員長に私、岡田泰正が選任されました。

日程第8、同意第2号 監査委員の選任について、西井正氏が選任されました。

日程第9、同意第3号 監査委員の選任について。木津川市市会議員、倉 克伊氏が選任されました。

日程第10、同意第4号 監査委員の選任について。笠置町議会議員の田中良三氏が選任されました。

日程第11、報告第1号 平成30年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算の繰り越しについては、予算繰越計算書により報告をされました。

以上、令和元年第1回国民健康保険山城病院組合議会の報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会議員（畑 武志君）

それでは、相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

令和元年第1回相楽東部広域連合議会臨時会は、去る6月11日午前9時30分から、和束町体験交流センターホールにおいて開催されました。

冒頭では、改選に伴い連合議員となった我々4名の和束町議会議員の紹介をしていただきました。

開会宣言の後、議席の指定、会期の決定が行われ、続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成30年度相楽東部

広域連合一般会計補正予算（第４号専決）の件」については、歳入歳出それぞれ９，０６３万円を減額いたしまして、歳入歳出総額を１２億３，４６９万５，０００円とするものでした。

今回、多額の減額が行われたこと並びにその多くが早い時期に完了している各学校の工事予算であったため、適正な時期での予算措置であったのか、また、なぜ早く減額されなかったのかという質問が出されましたが、審議の結果、全員賛成で可決されました。

次に、同意第３号 相楽東部広域連合監査委員の選任の件については、欠員となっておりました議員から選任する監査委員に笠置町の杉岡義信議員を選任することについて、全員賛成で同意することに決定いたしました。

その後、杉岡連合議会議長から議長辞職の申し出があり、これが承認されましたので、追加日程といたしまして、議長・副議長選挙が行われ、議長には南山城村、廣尾正男議員が、副議長には和束町の岡田勇議員がそれぞれ当選されました。

引き続き、委員会の構成がえが行われ、各常任委員会、議会運営委員会においてそれぞれの委員長、副委員長が互選により選出され、会議は閉会いたしました。

以上で、令和元年第１回相楽東部広域連合議会臨時会の報告といたします。

○議長（小西 啓君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時１７分～午前１０時３０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

皆様、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私から一般質問をさせていただきます。

このたび新たな元号「令和」となったこのときに、町議会議員として 1 期目をスタートさせていただくことに身の引き締まる思いでございます。和束町の発展のために全力を尽くしてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、平成の時代におきましては、各地で火山の噴火や地震、台風など大きな自然災害が多く発生した時代でございました。そうした苦難の連続の時代を終え、新たな「令和の時代」を迎え、安倍総理大臣は、元号の決定について「明日への希望とともに、日本人一人一人が大きな花を咲かせるとの願いを込めて決定した」と説明をされました。新しい時代は国民の皆さんが平和で安全・安心して暮らすことができる時代となることを求めておられると思います。

そこで、私は、「安心して暮らせるまちづくり」について、大きく 4 点質問をさせていただきます。

まず、1 問目ですが、防災計画についてでございます。4 点お尋ねします。

昨年、6 月 18 日の大阪北部を震源とする地震が発生した際、私が当時勤務をしていた地域で、小学校のブロック塀による痛ましい被害や住宅の損壊など多くの方が被災され、また、9 月 4 日に発生した台風 21 号では、地震のつめ跡がいまだ残る中、再び暴風による家屋の損壊や山林では山全体の樹木がなぎ倒されるなど、ふだん想像もできないほどの悲惨な状況を目の当たりにし、一瞬にして人の命や正常な日常生活を奪ってしまうという自然の驚異を肌で実感した経験から、事前の備えの重要性を強

く感じたところでございます。

そこで、和東町では、平成20年に洪水・土砂災害ハザードマップを作成され、町内各地の避難所情報や浸水や土砂災害の想定地域などについて町民に周知されてきたところですが、その内容についてお尋ねします。

まず、1点目には、危険箇所と想定される地域で避難が必要と思われる戸数及び住民の人数について、2点目には、平成20年度に作成されたハザードマップによる指定避難所を決定した基準について、3点目には、指定避難所のそれぞれの収容人数とこれまで避難された最大の人数について、4点目には、今後の防災計画によるインフラ整備等の考え方についてそれぞれお答えください。

2問目につきましては、今後の交通政策についてお尋ねします。

昨今、高齢者による交通事故についてマスコミ等でも連日のように報道され、高齢者による事故防止対策や運転免許の自主返納者に対する対策など、国においても検討を進めておられるところでございます。

また一方では、少子高齢化の進展により、特に地方の過疎化が進む地域においては公共交通を維持していくことが困難な状況となっており、国におきましても、平成23年から地域公共交通確保維持改善事業として、地域とともにさまざまな検討や取り組みを進めておられるところです。

和東町におきましても、平成25年度に、「和東町交通手段確保に関する懇話会」において延べ7回の会議で種々検討され、平成26年4月に、「和東町における生活交通のあり方について」と題した報告書がまとめられたところです。

そうした報告書を受け、町として今後の本町の交通政策についてどのようなお考えをお持ちなのかお示してください。

3問目につきましては、観光客等の安全対策についてお尋ねします。

観光事業の推進は、町の活性化や産業の発展につながるものと考えております。本町におきましても、地域力推進課を初め商工会や雇用促進協議会、和東町活性化セン

ターのほか町内の事業者の方々など、多くの皆様が和東町の魅力を幅広く発信され、本町の活性化にご尽力をいただいていることに敬意をあらわしております。

そうした皆様の取り組みの結果、年々和東町を訪れる方も増加し、連日、日本国内や海外から多くの方が観光に来られるようになりました。そうした来訪者の方々が、安全で安心して町内の観光スポットを回っていただけるよう交通マナーについても周知し、協力を求めることも大切かと思えます。

そこで、これまで観光事業者や観光客に対する交通マナー等の啓発や安全対策についてどのような取り組みをされてきたのか、お尋ねします。

最後に、4 問目ですが、ごみ収集について 2 点お尋ねします。

人が生活を営む上で発生する廃棄物につきましては、日常生活の中で出る可燃ごみから家具など大型のものまでさまざまなものがありますが、その収集方法についてお尋ねします。

1 点目ですが、本町においては、そうした廃棄物を処理する場合、内容に応じて指定された日にごみ収集所へ各自が持って行き、回収業者により回収作業を行っていただいているところですが、ごみ収集車のルートになっている道路では一定間隔で収集所が設置されているものの、地域によっては偏りがあるのではないかと考えております。収集所の設置について基準はあるのかどうかお尋ねします。

2 点目につきましては、収集車が通らない地域に住んでおられる方々については、収集所まで相当な距離があるところもございます。車などを活用して運んでおられる方が多いと思いますが、車を運転されない方や高齢者にとっては日々のごみ処理が大きな負担となっています。そうした高齢者のごみ収集の問題については、各自治体でさまざまな取り組みをされており、国においても、高齢者のごみ収集の問題について、環境省の「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討事業」の取り組みとして本年度にモデル事業を実施し、今年度末にガイドライン案を作成するとしています。

そうした中、本町において高齢者のごみ出しの問題についてどのようなお考えなの

かお尋ねします。

以上で、1 回目の質問とします。

よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

最初に、私のほうから1 つ目の防災計画についてということで、平成31年度事業として策定いたしました和東町防災計画の見直しについてを中心に答弁をさせていただきます。

本町では、平成29年の九州北部豪雨、昨年7月の西日本豪雨や平成28年の熊本地震、昨年6月の大阪北部地震などの課題・教訓、南海トラフ地震対策特別措置法等の改正等を踏まえ、京都府地域防災計画との整合性を図るため、和東町地域防災計画の見直しをさせていただきました。

具体的には、住民の円滑かつ安全な避難の確保、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進、水害、いわゆる洪水・内水でございますが、対策の強化、大規模災害時における道路通確保対策の強化、災害廃棄物対策の対応、地域防災力の向上と継続・発展、要配慮者避難行動、要支援者でございますが、そこへの支援体制の強化、指定避難所における生活環境の向上、必要物資の供給体制の強化、受援の体制整備、復旧対策の強化等であります。

住民の皆さんが安全で安心できるまちづくりを基本理念として、災害時の情報収集、発信体制の整備と強化、災害時に即応できる組織体制の強化に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

そうしたもとについて、今、申し上げました基本的な考えに基づいて、1 から4に

つきまして、それぞれ担当課長のほうから具体的な答弁をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

次に、2でございますが、今後の交通政策について答弁いたします。

本町における公共交通、交通対策でございます。

現在、路線バスにつきましては、1日平均12.9往復を国・京都府の補助金をいただき、奈良交通和東木津線を運行しております。

また、南山城村、笠置町、和東町の3町村で相楽東部広域バスを国道163号線沿線地域の公共交通として、平成29年10月より週4日、1日4往復を運行し、広域的な移動手段を確保しております。

さらに、本町では、公共交通空白地になっております木屋地域の住民の移動手段として、平成27年7月より、加茂駅・役場・小中学校の公共施設に限定したタクシー運賃助成を実施しております。

今、申し上げましたとおり、今後の交通政策につきましては、これらの事業継続とともに、第1に、奈良交通和東木津線の路線維持支援を中心とした公共交通対策、将来的には、相楽東部広域バスの路線延伸等を京都府等の関係機関に働きかけてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、3でございますが、観光客の安全対策につきまして答弁させていただきます。

最初に、観光事業の推進と町の活性化や産業の発展につきまして、基本的な考え方を説明いたします。

これは高山議員のご質問の中でも入れておられたということで、重複するところをお許しいただきたいと思っております。

和東町はお茶のまちであり、この主産業である茶業の発展が美しい景観を形成しまして、京都府景観資産第1号に登録されるなど、高い評価を得ているところであります。この茶畑景観を観光資源として観光振興を進めておりますが、観光振興に取り組

む理由といたしましては、和東町内の経済効果を上げることになります。和東町の6月1日現在の住民基本台帳人口は3,932人ですが、町外からの人を呼び込み、食事や買い物、体験をしていただき、地域外からの外資を獲得することで町の経済が潤うものと考えています。特産品である和東茶を販売する機会も生まれます。加工品の開発や飲食店の増加、町のにぎわいの創出も期待できます。

次に、和東町の知名度を向上させることも観光振興に取り組む理由であります。

宇治茶の主産地として、和東町の知名度を上げることはブランド力の向上につながり、結果、和東茶の価値を上げることにもなります。このように観光客の増加を茶業の発展につなぎ、好循環に結びつけたい狙いがあります。平成30年の観光入込客数は17万8,543人で、第4次総合計画後期基本計画に掲げた平成32年の交流人口の25万人の達成に向け、着実に歩みを進めていると考えております。

一方で、議員からのご指摘もありますように、課題も顕在しており、特に観光シーズンになりますと観光バスが多く、道路の幅員が狭いため、観光客が乗降される際、安全面が危惧されるところであります。それぞれの課題に対する答弁は関係課長からいたしますが、住民の皆様にとって安心安全なまちづくりを進めてまいりますとともに、観光に来られた方にとりましても満足度が高く、安全に観光してもらえるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的に、1につきましては、関係課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第4に、ごみ収集について答弁させていただきます。

ごみ収集については、ご案内のとおり、ごみ収集車、いわゆるパッカー車を使用しており、サイズは2トン車であります。そして、その車両が走行可能な幅員のある道路を走行してごみを収集していると、これが現状であります。

以前は、和東町、笠置町、南山城村が町村ごとに収集業者に収集を委託しておりましたが、平成22年4月1日から相楽広域連合の対策と実施しております。こういう

状況の中で、先ほど高山議員からの質問では、いろいろなご質問をいただきました。高齢者になってきますと、そこまで行くのにはなかなか遠いんじゃないでしょうか。そして、ひとり世帯とか、大変な面である。そういう意味で考えていくと、もう少し現状に合った施策、高齢者に優しい、そういうあり方があっていいのではないかと、こういうところに質問の趣旨があったのかなと思っております。

制度としては、今、パッカー車は、いわゆる交通状況とか、いろいろな道路状況とか、なかなか回れない。だから、収集業務というのは環境行政の一環としてやっているわけなんです。そういった高齢者のひとり世帯とか、優しいまちづくりというのは、また、ある意味では、これだけで足りないところは福祉施策とか、いろんなところの総合的な判断に立って考えていくということが大事じゃなかろうかなと、こういうように考えております。やっぱりパッカー車、2トン車で通るところですので、隅々までというのはなかなかいきませんが、そういう足りないところは違う面をお互い知恵を出し合うというのが大事じゃないかと思っております。

方向性を申し上げましたが、具体的な取り組みとか方向については担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、高山議員のご質問にお答えさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、高山議員の一般質問の答弁をさせていただきます。

最初に、1. 防災計画についての（1）でございます。平成20年度に作成されたハザードマップによる危険とされる地域の避難が必要となる戸数及び住民の人数はについてでございます。

これにつきましては、災害ごとに説明申し上げます。

土砂災害ということで、急傾斜地、また地すべり、土石流ということで、戸数につきましては、９７２戸、２，９７２人。

浸水想定でございます。３４２戸、９１３人。

地震でございます。地震につきましては、和東町全戸数ということで、当時の平成２０年４月１日現在でございますが、１，７２９世帯、５，０２０人ということで想定をさせていただいているところでございます。

次に、（２）平成２０年度に指定した避難所の基準について答弁させていただきます。

避難場所の基準につきましては、災害の危険性が小さく、建物の構造が耐火、もしくは準耐火建物である。階数につきましては、基本的に２階以上の建物で、災害時の使用に問題ない施設ということで、公共施設を主体に定めさせていただきまして、指定させていただいております。

次に、（３）の避難所の収容可能人数及びこれまでの最大の避難者数（各避難所別）について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、和東町体験交流センター、屋内の最大収容人数でございますが、６８７人、和東町立和東保育園、同じく４８５人、和東町社会福祉センター３８４人、和東町人権ふれあいセンター２３６人、和東Ｂ＆Ｇ海洋センター８５８人、白栖区公民館１５１人、湯船中五の瀬集会所４４人、また、広域避難場所として指定させていただいております相楽東部広域連合和東小学校体育館５６０人、相楽東部広域連合立和東中学校体育館５５０人という形で決めさせていただいております。

なお、それぞれの過去の最大避難者数でございますが、これにつきましては、和東町体験交流センター、５世帯１０人、これにつきましては、昨年の台風２４号の際、避難された最大の人数でございます。

和東町立和東保育園、１世帯１人、平成２９年台風１８号でございます。

和東町社会福祉センター、７世帯９人、平成２９年の台風２１号の際の避難者数で

ございます。

和東町人権ふれあいセンター、9世帯12人、昨年の台風24号の際の避難者数で
ございます。

和東B&G海洋センター、8世帯20人、平成25年の京都府に大雨特別警報が出
されたときの人数でございます。

白栖公民館、2世帯4人、平成26年の台風19号でございます。

湯船中五の瀬集会所、2世帯4人、同じく、平成26年の台風19号でございます。

なお、和東小学校、和東中学校につきましては実績がございません。

次に、大きな2番、今後の交通政策についてということで、平成26年度「和東町
交通手段確保に関する懇話会」の報告書を受けて、今後の交通政策の考え方について
答弁させていただきます。

先ほど町長が申し上げましたとおりでございますが、懇話会では課題と解決策とい
うことでまとめられておりますので、それを踏まえて、それぞれの内容について説明
申し上げます。

奈良交通和東木津線でございますが、この当時、和東小学校までと湯船までの2系
統の運行で費用を節減してはどうかという意見が出されております。しかしながら、
現行の補助制度では一方の系統しか国庫補助対象にならないということが判明いたし
ましたので、それを和東小学校どめ、湯船小杉どめという2系統になりますと、一方
の補助が受けられないということで、和東町の負担がふえるということで試算されま
す。

また、コミュニティカフェを整備し、各集落からのコミュニティバスの運行の検討
につきましては、本年4月でございますが、改修工事を完了いたしましたグリーンティ
和東が中心施設になるのかなというふうに考えております。

今後、和東町に合致した交通のあり方を引き続き検討させていただきたいというふ
うに考えております。

次に、町営バス木屋線の関係でございます。

先ほど町長が答弁されましたように、木屋地域からの小中学生の通学がないということで、平成27年6月に町営バス木屋線につきましては休止をさせていただいております。現在は地域の住民の方々の移動手段として、木屋地内と加茂駅、役場、小中学校等の公共施設に限定したタクシー運賃助成を実施しておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは私のほうからは、ハード面を中心として、ご質問の1－（4）、それから3の件について答弁させていただきます。

公共インフラについては、昨今、大きな社会問題となっているのは認識しております。本町におきましても、公共施設・道路・河川などの点検は地区条項になっております。特に、大事故につながりかねない施設の点検は定期的にパトロールをするなどを実施するようにしていますし、橋りょうなどは、長寿命化対策もあわせて実施している事例がございます。これは道路法面、それから道路舗装の状況も同様でございます。このような点検で判定が不的確となった施設は、補助事業、交付金事業を活用し、小修繕や大規模修繕を計画しているところでございます。

いずれにせよ、和東町としましては定期的なパトロール、必要に応じて点検業務の専門家への調査委託、また京都府などとの連携を図りつつ、住民が安心して生活できるまちづくりに今後も努めたいというふうに考えています。

また、ここはお願いになるんですけども、住民からの些細な連絡も重要な情報源となりますので、あわせてご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

次に、観光客の安全対策でございます。これにつきましてもハード面のほうから私のほうは答弁させていただきたいと思います。

観光客などの安全対策についてはのご質問ですけれども、私の所管するところは、先ほども言いましたハード、道路になろうかと思えます。

ここ数年、観光客の増加は著しく、特に４月から１１月にかけては他府県ナンバーの自家用車と大型バスで来られる方、自転車等で来られる方に二分しているというように見ております。大半はトレイル、景観散策が観光目的と見ており、道路を散策する方が多いというような判断しております。

この方々は、不なれな町府道を行き来されることで、一部の地域では交通渋滞が一時的に発生していることは承知しておりまして、私も今回、大型連休でありましたゴールデンウィーク中２回、それから６月に１回、休日の道路状況の把握を行っております。かなり渋滞をしているところが何カ所か見受けられたと思っております。

抜本的な改良につきましては多額な予算が必要ですし、そういった改良を加えることは町にとっては魅力を損なうという要因の一つになりかねないとも考えておりますので、計画を練りたいと考えたいということでございます。

今後は観光客のモラルの向上を念頭に入れ、駐車場等の整備等も含めながら、啓発活動、観光客の導線調査などを行って、地域住民と観光客が調和のとれたまちづくり、観光施策が続けられるよう、府道を管理する京都府とも連携を取りながら進めてまいりたいということで考えておりますので、ご理解とご協力のほうもあわせてお願いしたいと思います。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、私のほうから、3番目の観光客等の安全対策につきまして、観光関係者への安全対策の取り組みについて、ソフト面のほうからお答えさせていただきたいと思います。

最初に、和東町へのアクセスにつきまして、公共交通機関でのアクセスと自動車のアクセスをご案内しております。特に、府道宇治木屋線は幅員狭小なところが多いため、車の場合は大阪・奈良・京都方面からは国道24号・163号と府道5号でお越しいただくよう、また、大津・滋賀方面からは国道305号から府道5号でお越しいただくよう町ホームページ等でご案内しております。

次に、観光に来られた方が道に迷われないよう、緑泉コース・ウォーキングマップ等を観光案内所や和東茶カフェに配架しております。ウォーキングマップには歩き方のマナーとして私有地に無断で入らないことや交通ルールを守った歩行を促すとともに、白栖・石寺地域内の電柱を利用した誘導看板を設置し、安全安心で快適な観光の実現を目指しているところでございます。

また、観光客向け注意喚起看板を設置し、農作業が往來しますので、観光車両、バイク、自転車、歩行者の進入をご遠慮いただくよう注意喚起しています。

石寺、高橋のバス停におきましては、観光バスが長時間停留し、一般車両の通行に支障を来すことがないように、バス停前にも看板を設置しているところでございます。

そのほかホームページにおきまして、路上駐車をしないことなど、観光客向けに守っていただくルールを周知しております。

課題は山積しておりますが、ホームページや看板、観光マップ等により、観光客並びに住民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、4番のごみの収集についての（１）と（２）について答弁させていただきます。

まず、（１）ごみの収集については、地域により偏りがあると思われるが、その設置基準はですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、基本的に、ごみ収集にはパッカー車を使っております、サイズは2トン車でございます。その車両が走行可能な幅員がある道路を運行して、ごみを収集しているわけでございます。また、平成22年4月1日から、相楽東部広域連合の業務として相楽郡東部広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則に基づきまして実施しております。

ごみ収集所の設置基準につきましては、それらの条例・規則には記載されておられませんので、各区において地域の状況や収集所の土地協力、それから付近住宅からの運搬距離等、過去の各区の収集状況の中で決まってきたものと考えております。ということです、設置場所についての持ってこられる方の利用世帯ということにつきましてもばらつきがあるということでございます。

平成29年10月13日現在のデータでは、ごみかごが104カ所、ごみステーションタイプが40カ所、粗大ごみのみというものが4カ所ということで、各区の設置箇所数にはばらつきがございますが、総数148カ所ということになっております。

今、議員からございましたように、今後、設置場所等、区からの要望等がございましたら、相楽東部広域連合とも協議しながら、高齢者等また周辺住民に配慮したような形の収集についても検討していきたいと思っております。

それと、次に2番目でございます。高齢者等のごみ収集の対策はでございますが、農村振興課では、世帯ごとの案件に対して施策は持っておりませんので、よろしくお願いしたいです。

ただ、目的は違いますが、和東町生ごみ自家処理容器等設置費補助金の制度がございます。畑に設置する処理容器ですね。また、電気式で家庭内・家屋内に置けるようなタイプの機械がございまして、購入価格内で容器式で6,000円、また電気式で

3万円の定額補助を行っております。

一番ごみの中で重いと思われるのが生ごみでございます。自宅内で処理していただきまして、軽くしていただきまして、また堆肥という形の中で家庭菜園等にご利用もできるかと思っておりますので、そういった形で制度がございますので、ご利用いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁、ありがとうございました。

いろいろと検討いただいているということはよくわかりました。しかし、1問目の防災計画についてでございますが、災害が予測される際に避難所に向かう道路が土砂災害等で危険である。そのような道路を通って行くのに非常に不安やというような声も多く聞かれます。

特に、西和東地区におきましては、指定されているのは白栖公民館のみでございますので、撰原区の方などは白栖撰原線を通して白栖橋から避難所のほうに向かわれるということになるかと思えます。その道路につきましては、白栖橋を渡ってからは非常に道路幅も狭く、また、途中で退避所が数カ所設置されておりますけれども、土砂が崩れて退避所も十分な幅員が確保されていない状況かと思えます。また、周りの樹木が繁って、昼間でも薄暗く感じるような状況でございますし、そういったところの早急な安全対策、十分安全に避難できるような対策というのが必要かと思えますが、建設事業課長、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

確かに、白栖撰原線につきましては、かなり繁茂している状況にあると思います。これにつきましては、通常、町道につきましては、各区長さんないし地元の方をお願いしているところがございますけども、白栖撰原線につきましては、直営でうちのほうで作業員を入れて、手を入れているところがございます。事業費のほうが高額になるため、事業については今現在とまっている状況になっておりますけども、いろいろなところから補助事業等も検討しまして、今後また計画を立てていきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

そのあたり、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、高齢者や移動手段を持たない方などは、防災無線から避難指示が流れても、どこへどのようにして行ったらいいのかというような声も多く聞かれます。ですから、そういった場合、一時避難場所として近くの公民館や集会所等へ避難できるということを避難指示なり発令される際にご案内されてはどうかと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員おっしゃるように、一番身近な公民館というところがそれぞれの地域で一番近いところで安全かなと思います。しかしながら、昨年につきましては、それぞれの区の対応が難しいところもありまして、実際、緊急避難的にあけていただけたのが石寺区の公民館でございます。石寺区につきましては、警報のたびに使ってくださいと

ということで区長さんから連絡をいただいて、あけさせていただいていまして、職員も同席をさせていただいているところでございます。ほかの地域につきましても、当然、災害の状況も踏まえながら、区長さんに協力を求めながら対応させていただきたいと考えております。

なお、今回の地域防災計画の見直しで、西和東地域といいますか、グリーンティ和東を新たに避難所として指定をさせていただきました。これにより約200名の方を収容できるということになっておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

防災の取り組みにつきまして、やはり住民の安心安全というところで非常に重要な問題かと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、今後の交通施策についてでございます。

本町で特に施策を必要とされているのは、奈良交通のバス停から離れた地域の方ではないかというふうに思います。特に高齢者や移動手段を持たない方が、買い物や通院へ行かれる際に、バス停まで出るのに苦勞されているということもございます。本町では高齢者等の外出支援サービスとして社会福祉協議会のほうに委託をされてそうした支援を実施されておるところでございますが、そのサービスを受けることができるのは一定の条件を満たしておられる方というふうに思います。また、運転免許を自主返納された方や高齢者でひとり住まいの方など、多くの方はその対象から外れているのではないかなというふうに思います。

また、社会福祉協議会の運転の支援をさせていただいている協力員が不足しているというふうにも聞いております。また、支援を受けられる条件を緩和するとともに、住民の皆様に運転支援の協力をいただけるよう、あらゆる媒体を通して町のほうからお

願いしていただいたらどうかと思いますが、町長、お考えをよろしく願います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員から、今の交通路線外のところの高齢者等、また、なかなか利用できない方の話であります。

ご案内のとおり、今、高齢者に対しても支援サービスをやっておりますが、これは対策協議会というんですか、関係者で協議会を設けて、そして認可をもらって、そして運行しておりますので、いわゆる認可いただいている制度なんですね。その認可していただくときに広くサービスを無限にしていきますよという中では、この中にはタクシー業界の方も入っておられます。そういった方にご理解をいただく。また、みんなでいい方法を考えていかないとなかなか通らない。その対策協議会で了解されたものが認可の手続をとるものですから、そういったところのこれからの対策とか考え方をみんなで共有していかなきゃならないだろうというように思っております。

だから、今、制限を除外して、もっと広く利用できたらいいんじゃないかというのは課題として残っておりますので、大事なことだと思いますが、それはそれとして、それ以外はどういうことがあるのか、こういうことも含めて、路線協議会とかいろいろところでこれからも近く開催していただくこともあるんですが、皆さんのお知恵をかりて和束なりの方法を確立しないといけない。

思うところと法整備の問題といろいろありますので、その辺のところはいろいろ難しいところがあるものですから、またご指導、いろいろ経験上、ご指導をいただけたらありがたいなと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

ありがとうございました。

確かに、補助制度につきましては制限があると十分承知をしておるところでございますが、全体的な交通施策の中でご検討をいただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、観光客等の安全対策についてでございます。

先ほど少しお話も出ておりましたが、和東井手線とか、また石寺地域内におきましては、ロードバイクが猛スピードで道路の真ん中を走行してくるということで、地元では生活道路であり、子供さんも路上で遊んでおられる中で非常に危険を感じておられます。

また、石寺バス停では観光バスが長時間とまっていることもあって、石寺橋から府道に出る際に全く見通しがきかないということで、地元の皆さんは府道に出る際に恐る恐る府道の安全確認をしながら交差点に進入するか、また観光バスが発進するまでそこで待っているというような状況だと思います。

この交差点では交通事故も再三発生しておりますし、また交差点内にバス停もございます。住民の方がバス停でお待ちのときにそうした事故あれば、先日の大津の大きな事故のようなことも十分考えられます。また、バスをおりた観光客が道幅いっぱいに広がって茶畑のほうまで歩いていかれるということで、地元の住民の皆さんは車で通過する際にとっても気を使っておられます。早急に交差点へのカーブミラーの設置とか、また観光客への啓発看板などの安全対策が必要かと思いますが、いかがでございましょうか。

また、石寺橋のかけかえも必要な時期に来ているのではないかと思います。橋のかけかえとあわせて、交差点の改良や周辺道路の改修等に早急にできないかというふうに考えておりますが、担当課長のほう、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの質問でございます。先ほど答弁をさせていただきましたように、今回、ゴールデンウィークの２回の点検は和東井手線、それから白栖石寺地内の町道ということで回らせていただいています。

確かに言われるとおり、一番危ないのが井手から越えてこられるロードバイクのスピード、これについては府道でもありますので、府と看板の設置などの啓発の形をとらせていただけるように、今、話も進めておりまして、看板は数枚つけさせてもらっております。

それと、もう１点、出ております石寺高橋の件でございます。これにつきましては、交差点協議をする必要がございます。今、現実ございますバス停につきましては、８メートルのバスということで交差点をバスの切りかけをつくっておりますので、１２メートルの超大型のを持ってきた場合、おしりが出てしまうというような状況がありまして、元よろづやさんと言われる竹谷さんの家が陰になって、和東から加茂に向かう車が出れないというような状況もございます。また、橋のほうもかなり老朽をしているのが現実でございます。これにつきましては、先ほど防災のところで話をさせていただきましたように、橋自身の点検を加えた上で、できることであれば大規模改修の形で、橋の改修とそれから交差点の改修を何とかしていきたいというように思っておりますが、現時点ではまだそれを約束できるだけの財源等の確保はできておりませんので、今後それに向けて努力させていただきたいと思えます。

とはいうものの、竹谷さんの家に昨年ですかね、月２回、車が飛び込んだというような事故を起こしております。その対策としましては、手前に府民公募の形で急カーブ看板、それから草が生えにくいように防草シートと竹谷さんの家の前のガードレールということで、一応、安全対策は昨年からことしにかけてとらせていただいたというふうに考えております。これが全てではないと考えておりますので、いましばらく

時間をいただきながら調整させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

観光客のマナーの件でございますが、今回の補正予算でマナーに関するチラシのほうを作成してまいりたいと思います。

それから、石寺・高橋のバス停でございますが、一応、注意看板で、長時間の停車はご遠慮くださいという形で和束茶カフェへの誘導をしております。ただ、和束茶カフェは、現在、大型バスが入るように工事も進めておりますので、そういったカフェからの誘導の方法ということも1点あるかと思いますが、また、石寺・高橋の周辺付近で観光バスの仮の駐停車するところを確保するようなことも検討はしていきたいと思います。

いずれにさせていただきますても、町の土地がありませんので、住民さんの協力もなければできないと思いますので、慎重に関係機関と調整を行いながら進めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

看板につきましては、石寺バス停にマナー看板を別につけさせていただく予定で現在調整しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

特に、そういった観光者への看板等につきましては、観光庁のほうでもいろいろ補助もあるかと思うので、いろんな活用をしていただいて、早急な対策をお願いしたいというふうに思います。大きな事故が起こる前にお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

余り時間がないんですが、最後に、ごみ収集についてでございます。

いろいろと町のほうでも考えていただいていることは十分わかりますが、高齢者のごみ収集につきましては、近隣では木津川市でふれあい収集として、一定の基準を満たした方につきましては、申請することで無料で自宅前で収集していただけるとか、また、南山城村では、収集場所は決まっておりますけれども、高齢者とか、そういった方については特に自宅前で出すことも可能であるというふうに聞いております。

本町の場合、高齢者に対する軽度生活支援制度とか、あと、高齢者ホームヘルプサービス事業とかで一定のサービスは受けることができるんですが、いずれも有料となっております。高齢者にとって日々のごみ出しが有料となりますと、やはり生活費、経済的には大きな負担ということもありますので、そういったところからそういった方の回数を控えるということも考えておられると思いますが、その場合、衛生的な問題もあるかと思います。行政として対応が必要と考えますので、ぜひ、そのあたり早急な対策をお願いしたいと思いますが、再度、町長のお考えをお願いします。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今ご質問ありますように、和束町としてもやっぱり高齢者にも住みやすいまちづくり、そして、そうした面から、今、近隣のご紹介をしていただきましたように、和束町のパッカー車の通るところは業者がボランティアで入り口でいただくと。

そして、今、料金と言われましたですけど、それはどういう形かもう一回精査しなきゃなりません。現況では時間当たり100円というような形でやっていることはご理解いただいていると思います。これが現状に合っているかどうかは別として、吟味していかなきゃありませんが、現制度として、いろんな方向でいろんな制度の中に組み込まれております。

先ほどありましたように、家の中に用地であれば自分とこで処理してしまうとか、軽いものだけ持っていくとか、いろんなことがあります。これから高齢者にとって住みやすいまち、これは若い者にも子供にも住みやすいまちですけれども、高齢者にも住みやすいまちというのは和束町の課題でありますので、そこは私どもみんなで知恵を出しながら、そして近隣でやっておられる参考になるものがあれば、ぜひ取り入れながらやっていくというのが大事だろうと思いますので、そこは今後、知恵を出して頑張ってもらいたいと思います。この機会に一層ご指導いただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

いろいろありがとうございました。

高齢者のごみの問題につきましては、冒頭申し上げましたように、国のほうでもガイドラインを設けるといふふうに記載しておりますので、また、そういったガイドラインを活用しながら、ぜひ安心して暮らせる社会になるようご努力をお願いしたいと思います。

最後に、人は誰でも快適な生活を求めるものでございますし、生活が便利で、サービスのいい環境を選択するものでございます。行政として住民の安心安全で暮らしやすい生活環境を整える取り組みは、住民の流出を抑える意味からも重要な課題だと考え、提案させていただきました。町として住民に視点を置いた取り組みがさらに充実することをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上、ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。13時30

分までです。

休憩（午前 11 時 20 分～午後 1 時 30 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○8 番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、第 1 に、この 10 月からの消費税増税に反対をについて伺います。

1 点目に、安倍自公政権は、10 月からの消費税増税強行の姿勢をいまだ維持しておりますが、町長は、現在の経済状況や和東の住民生活、地域経済の現状から、この 10 月から増税できる環境にあるとお考えでしょうか。町長のお考えを伺います。

2 点目に、現状での増税実施は無謀との指摘のとおり、増税は経済にも住民生活にも、また、この和東の地域にも深刻な打撃を与えることになることは明らかなです。住民の命と暮らしを守る責任を負う町長として事態を傍観せず、10 月からの 10 % への増税実施に反対し、政府に対し、今からでも中止要請をすべきと考えますが、いかがでしょうか。この間の状況も踏まえた明確な答弁を願います。

第 2 に、水道料金値上げの中止をについて伺います。

先日の委員会でも議論をいたしました。町は来年度からの水道料金値上げ方針を変えておられません。値上げは命や暮らしにかかわる問題でもあり、到底許されないとの立場から改めて伺いたいと思います。

1 点目に、来年度に予定している料金値上げについては、住民生活と、また、営業活動に深刻な打撃となるとの認識はございますでしょうか。

2 点目に、「独立採算制」をさらに強いる公営企業会計の採用は必須なのかどうか

答弁願います。

3点目に、住民生活の現状を踏まえるならば、値上げはどのような形であれ到底許されないことだと思います。改めて中止を求めるものです。この点について町長の現在のお考えについて明確な答弁を願いたいと思います。

第3に、子育て支援の充実について、今回は3点伺います。

1点目に、高校生通学補助の速やかな拡充を求めます。

最寄りの駅や学校にたどり着くまでに、和東からバス定期を使えば年間に20万円から30万円もの負担をさせるような状況をいつまで続けられるのでしょうか。明確に答弁を願います。

2点目に、町独自の高校生や大学生等の奨学金制度の拡充、修学支援の制度の実施や拡充について実施を求めたいと思います。

3点目に、インフルエンザ予防接種補助の拡充を求めたいと思います。答弁を願います。

第4に、加齢性の難聴者への補聴器購入補助について伺います。

加齢に伴っての耳の聞こえに難が生じる高齢者は多く、生活の質にも大きく影響しております。それを補うのが補聴器ですが、購入費用が高く、身障者手帳がないと公的な補助が受けられない問題がございます。耳の聞こえへの支援は、高齢者が安心安全に、また、元気に生活を送る上で不可欠なものであり、加齢性の難聴者にも補聴器の購入補助を拡充し、実施する必要性があると考えます。ぜひ検討いただきたいと思います。明らかな答弁をお願いしたいと思います。

以上、議席で答弁をお聞きし、再質問いたします。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、消費税の引き上げの問題であります。

町長の考えはというところではありますが、その前に前座で、共通も一つどういうものかというところの認識と、それに合わせて現状の状態、そしてどういう考えに立っているかと、こういう順序で説明させていただきたいと思います。

ご案内のとおりと思いますが、この消費税率の引き上げについてはですね、少子高齢化が進む中、全世帯型社会保障に必要なものとして法律で本年10月施行となっており、その増収分は幼児教育の無償化や介護人材の処遇改善などに充てるとされているわけであります。これは国だけの対応ではない。これは京都府でも施策を考えておられます。

といいますのは、それぞれの自治体でも増高を続ける社会保障関係経費の安定財源として、消費税率10%のうち3.72%に相当する地方消費税及び地方交付税が必要であるとされ、こういった面においても一面理解も求められていると、こういう状況にあります。

そして、今の状況ですが、国はですね、先ほども岡本議員のご質問にもありましたように、リーマンショック級の出来事がない限り、予定どおり引き上げを実施すると、国はこういうふうに考えているわけであります。

最近の新聞の状況を見ておりますと、報道を見ている限りですが、現時点での引き上げを見送る判断をしていないと、このように報じておるといように承知をしています。

そういう中において、和束町の町長ということで見解を今ご質問をいただいたわけではありますが、まず、やはりどこも共通しますのは、和束町の経済状況等というよりも、身近な地域の中での経済状況も重要であります。そういうことで、足元の経済情勢をきめ細かく点検しながら必要な対策を実施していく、これは私は重要だと、このように感じておりますし、これは京都府におかれても、実施においてはこういう観点に立っておられます。

和東町の経済状況というのは、お茶の状況とかいろんな状況、去年より単価が少ないと、いろんな状況を言われた。また、そこへ霜の被害を受けたとか、そういう状況で見ますと、例年より厳しいということになりますが、そういうことだけでは、国の段階ではこういう話の中ではなかなか難しい問題がありますけども、京都府の中ではいろんな府内の景気に関しては弱いものはあるけども、もう少し前のときですけども、日本銀行京都支店とか、京都財務事務所とか、また京都銀行でもやられているわけなんです。やられた時点では緩やかな拡大基調にあるものと考えているけども、まだ回復基調にはないと判断されているようであります。個人消費についても、足元の弱い動きはありつつ、持ち直し、緩やかな回復の動きがあるということはあっても、そういう状況で認識されております。

ただし、京都府商工会議所の調査によりますと、さらに厳しい内容になっております。国内景気が下降しているとの実感や人件費・原材料費などの上昇による利益確保の難しさ、さらには消費税率引き上げに対する懸念の声も強い、こういう状況にあるというふうに報道されておりました。

こういったところで、私どもは京都府と、またほかの市町村と連携しながら、いろいろこういったものに取り組んで、また声も上げているんですが、一番身近な中では、最近、京都府におかれての内容が出されております。また、知事も答えておられます。それについては、40億円規模の金融体制、経営改善支援、地域消費喚起対策を実施されると、こう考えても、国の低所得者や中小小売事業者への対策など講じることと、これは府段階、自治体段階とされておりますけども、一方、これに加えてですね、現在の経済情勢にかんがみ、地域経済に影響が出ないよう、直接、知事からも先日、国へ施策提案において、改めて実効性のある経済対策や事業者等の負担や混乱が生じないための取り組みの徹底を要望されております。

当然、私どもも地域住民、ましてや和東町内の混乱がないような状態で慎重に対応してほしいと、こういったことを国に要望されておりますし、そういった考えに私も

同調している。やっぱり安易やなしに地域の経済情勢と、こういうものを見てほしい。だから、国において適切に対応していただくことを期待していると、こういう認識に立っているところであります。

続きまして、水道料金の値上げ中止をについてでございます。

住民生活の現状を踏まえるならば、値上げは許されない。改めて中止を求めるについて答弁をさせていただきたいと思います。

水道料金値上げについてでございますが、平成２７年に策定しました和束町簡易水道経営戦略に基づき、現在、担当課のほうで料金値上げに向けた調査事務を進めています。これは経営戦略というのは、和束町では統合事業にも取り組んでおりますし、これからの方向をどういう戦略を持ってやっていくか。そういう戦略を立てて投資をしていかなきゃならないわけです。そういう意味において、やはり収入源の確保をどうすべきかということでもありますので、当然、この戦略の中には料金値上げに向けた事務も入れているということでもあります。

議員もご承知のとおり、水道事業の経営悪化はマスコミなどでは大きく取り上げています。また、昨年度、水道法の改正が行われ、２０２３年には経営自体も公営企業会計に移行することになっております。水道事業は公益性も高く、また世界水準でも最上位を推移する水質を保持しています。この品質を保持するためにはですね、料金値上げは、正直なところ、これだけの経費になってくると戦略の中においても避けて通れないことだと、こういうふうに私は認識しております。

ご指摘のとおり、住民生活においては、ご負担をかけることは認知していますが、現行の水質と安定供給を維持するためには、住民のご理解を得なければならないということは言うまでもありません。そのためには鋭意調査研究を進め、また住民から選出いただいております水道委員各位とも十分議論して進めてまいり、しかるべき時期に議会に提案させていただき、そしてご承認賜りますことをお願いをすると、こういう方向で進めてまいりたいと思っております。

まだ、議論は正直なところ道半ばであり、具体的な数値にお示しすることはできませんが、そういった状況で、この方向だけはお示しいたしますけども、そういった点で、詳しい点についてのご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、子育て支援の充実についてであります。

高校生通学補助の速やかな拡充について答弁させていただきます。

次に、いろんな大学の奨学金の就学支援の拡大とか、次にインフルエンザとか、加齢性の難聴者の補聴器購入というところも、基本的なところは共通するわけあります。私も岡本議員が言われますように、やっぱり住民にとって、そして、そういうものにとって支援できるところは支援していくべきだろうというように思います。

そういう中で、これもあれもというわけにはいきませんが、なぜかというのは、一旦してしまうと和束町の経常経費的な事業になります。ここでやめたというわけにはいきませんので、そこはやっぱりいろんな財源も含めながら慎重な審議をしていただくというのが共通した基本の考えであります。それに基づきまして、高校生の通学補助の速やかな拡充についてから答弁させていただきます。

奈良交通和束木津線に係る通学定期補助につきましては、バスの利用促進を図ることを目的に、現在、高校生通学定期の2分の1を補助しているのが実情であります。しかしながら、奈良交通がJRバスの廃止の代替として運行が始まった当時の小中学生・高校生の児童生徒数は相当数減少しており、路線バスの収益に大きく影響を受けています。奈良交通バス路線への平成30年度における本町からの補助金交付は3,500万円を超え、何らかの対策が急務であることは間違いありません。これはご案内のとおりであります。

担当所管課では、路線バス等の運行実績や本町公共交通に係る各種団体を踏まえた路線バス対策協議会を来月に開催いたします。10月以降の新しい事業年度の利用促進対策の検討を協議させていただきますので、こうした中で議論を深めさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、町独自の高校・大学等の奨学金、就学支援の拡充についてでございます。

本町では、平成２７年度から経済的な理由で高校、短大、大学への就学が困難な学生に対し、就学を支援する大学生等奨学金給付事業を実施しているところでございます。これは和東町としての単独事業として実施いたしております。昨年度の実績は高校生６名、大学生２名に対し支給させていただきました。この制度は所得制限、年齢制限などを設けておりますが、見直しについては、国・京都府の子育て支援制度との整合性を図りながら検討させていきたいと考えております。

次に、インフルエンザ予防接種補助の拡充についてはですね、担当課長より答弁させていただきます。

次に、大きい４番目でございます。加齢性難聴者の補聴器購入補助をということについて答弁させていただきます。

和東町では、国の障害者総合支援法のもと、障害や難病のある方々に障害者手帳の取得や障害支援区分を認定させていただき、それに応じた福祉サービスを提供しております。これはご質問の中にもありましたとおりでございます。そのサービスの中に補聴器購入の補助制度があります。これにつきましては、聴覚障害者として手帳を取得していただき、そのレベルによって補聴器購入補助をしているところでございます。

現行制度では、障害者手帳の取得が補助制度の要件になっておりますので、ご質問があります障害者手帳を取得しない加齢性難聴者の方の補聴器購入につきましては、京都府や近隣市町村などの動向も見きわめながら対応していきたいと、このように今のところは考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、岡本議員の私からの一般質問の答弁とさせていただきます。

あとは担当課長より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、岡本議員から質問をいただいております来年度以降の水道料金の値上げについての質問に対しての答弁をさせていただきます。

水道料金の値上げについては、ただいま堀町長の答弁が大きな流れとご理解いただきたく思います。私のほうからは若干数値的なものを交えて答弁させていただきます。

まず、今回、料金改定に至った一番の理由は、施設建設当時の給水人口4,400人を見込んでいた設計となっていました、人口減少による水道使用料の減少、いわゆる有収水量の激減です。

もう少し分析しますと、令和元年6月現在の総給水件数は1,719件と算出されます。うち、一般世帯と想定される口径13ミリの給水件数が1,523件、約88%に当たります。ほぼ一般家庭への給水事業を行っているということになります。また、1,523件のうち約4割の633件の家庭が基本料金内の使用状況となっていて、ある意味、節水にも努めていただいているということが見えてきます。

誤解を招くと申しわけないですが、水道を使わない。だから、料金が上がらないというのではなく、施設の維持や機器の使用疲労などによる維持経費が抑えられているという利点があるということでございます。

次に、必要経費などについてですが、7水源あった簡易水道を昨年度1水源に統合したことにより、電気代や薬品代などの施設運営経費の削減になっております。また、当時、5人体制であった職員を昨年度から1.5人体制にまで縮小しています。

具体的には、係長の上下水道兼務合わせて若い職員の育成も兼ね、経験の浅い職員が施設全体を管理できるようになることも目的に事業を運営しています。また、日常の管理などは臨時職員で対応し、人件費の削減にも努めています。しかしながら、緊急時は建設事業課全職員で対応できるよう体制強化も図っているのも事実です。上下水道につきましては365日昼夜を問わず対応するという使命は課員全員が心得、業務に当たっていますことをご理解賜りたいと思います。

次に、公営企業会計についてですが、一般会計からの応分の繰り入れを受けています。繰入金については起債返済に係る元利償還金の約半分の金額を一般会計から受け入れています。

平成30年度を例に挙げますと、約5,000万円の繰り入れ、簡易水道特別会計全体から工事費を抜いて計算しますと、事業費約1億2,000万円の内訳として料金収入8,000万円、繰入金5,000万円と算定されます。起債償還金の償還額が約9,000万円となりますので、3,000万円で運営しているというのが現状です。公営という部分にあっては、一般会計から繰り入れを受けているということで判断をお願いしたいと思います。企業という部分の負担を使用者に、いわゆる住民にお願いさせていただきますことをご理解願いたいと考えている次第です。

また、法的公営企業会計への移行につきましては政令で定められているもので、和東町だけが行わないということもできません。府内市町村でも3町村のみが公営企業会計を行っていない状況を把握しますと、ここは今後避けて通れない判断とし、今後、準備を進めることが必須になってくると考えます。

世界最高水準の水質を誇る、また、それを保持する水道事業の維持運営に住民各位のご理解をいただくことをお願いし、担当課長としての答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、岡本議員の一般質問に対しまして答弁させていただきます。

まず、質問をいただきました大きい3番、子育て支援の充実についての（3）インフルエンザ予防接種補助の拡充をについて答弁させていただきます。

インフルエンザの予防接種につきましては、ご承知のとおり、1994年の予防接種法の改正により定期接種から任意接種になり現在に至っておりますのでございます。

和束町におきましては就学前の乳幼児を対象にインフルエンザ脳症などの重症化を防ぐとともに、抵抗力の弱い幼児がウイルスに感染しても比較的軽傷で済むようにと助成事業を実施させていただいておるところでございます。子育て世帯への経済的負担の軽減として、現在、18歳までの医療費の実質無償化という事業を行っておるところでございます。

また、インフルエンザ予防接種の費用につきましては、各医療機関によっても差があることもあり、引き続き、今年度につきましても現行の助成事業により実施したいと考えておるところでございます。

また、副反応、アレルギーの関係等ございますので、国とか京都府、近隣市町村の動向を見ながら、また国とかも副反応関係のところも研究していただいているところでございますので、そこを踏まえながら、今後うちのほうとしても調査研究してまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

続きまして、大きい4番、加齢性難聴者の補聴器購入補助をの（1）障害者手帳を持つ方のみに限られている補聴器購入補助を加齢性難聴者にも拡充し支援をについて答弁させていただきます。

和束町では、聴覚障害者の方に補聴器購入の補助制度を利用させていただいております。この制度は、先ほど町長の答弁にもありましたように、聴覚障害者による障害者手帳の保持者に限られております。一般的に聴覚レベルが両耳で70デシベル以上となっておるところでございます。難聴による障害者手帳の保持をしておられない軽度・中度の加齢性難聴者の方に対する補助制度につきましては、和束町では、現在、制度導入しておりませんが、近隣市町村等々動向などを注視しながら研究してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

この聴覚レベルにつきましては、70デシベル以上となっておりますが、これ以下の方についてはどのぐらいのレベルで補聴器が必要になってくるのかというのは主治医の判断で行われているようでございますので、そこら辺につきましてもまた研究し

てまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

私から岡本議員の一般質問に対する答弁はこれで終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

それでは、まず最初に、今、答弁がありました最後に質問させていただいた加齢性難聴への補聴器補助についてさきに再質問したいと思うんですけども、加齢性の難聴というのは、聞くところによりますと、早い方で４０代から起こるという話がありますし、早目の対処が大変必要だというふうにも言われております。これは生活上の質の低下であるとか、また聞こえにくいことによる不便とかいうだけではなく、いわゆる鬱であるとか、また認知症の原因にもなるというご指摘もございます。

日本ではいわゆる医療的な観点ではなく障害という、そういう観点からの扱いが行われている中で、支援対象が大変絞り込まれているという、そういう現状がございます。それによりまして、今ありましたように、補聴器の購入補助というのは身障手帳がないと基本的に受けられないというのが今の現状だと思うんですね。

補聴器というのは、いろいろ資料をいただいた分とかも含めて見ておりましていろいろ差はありますけども、やはり高額な状態がございます。そういう点では一定の支援がなければそう簡単に、よりいいものと思えば手に入らないという状況がございます。

この間、国会でもですね、我が党の大門議員がこの問題について質問しておりまして、国のほうも一定そういった今後の補助の方向については前向きな答弁もしておりますし、また兵庫県を初め、そういったさまざまな自治体でこういった公的な補助を求める意見書等が上げられてきているということも聞いております。そういう点では、今いろいろ今後検討したいということでしたけども、これだけ和束町の中で高齢化が

進んでいく中ではですね、そういった方が必要とされているというケースが今後ふえてくるというふうに思います。そういう点では、いつかということよりも、今現在でもされているところもございます。ですので、それも参考にさせていただきながら、町としてぜひ早急に検討していただきたいというふうに思うんですけども、その辺だけもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

今ありました補聴器のことでございますが、さきの答弁でもさせていただきましたように、身障手帳保持に至らないレベルの方がどの程度補聴器が必要になってくるかというのがまだうちのほうでは把握していないところでございます。

70デシベル以下の方で、医者の方に基づいて補聴器のほうをつけられたりされると思うんですけども、そちらのほうもまた調べさせていただきながら、近隣町村の動向を見ながらということで先ほど答弁させていただきましたが、一応、相楽管内のところでございますと、今のところそういうような補助を出しているところはないということで、近隣市町村の担当課長レベルでそのような話もさせていただいた経緯はございます。今のところ、そういう形でどのレベルまでが必要なのか、また、どのぐらいが妥当なのかというところまでの話も全然行ってないところでございますので、今後そういうところ、国の動きを踏まえた中で考えていきたいと思います。

また、これにつきましては、現在、もし必要な方につきましては、今の制度でいきますと、医師の処方に基づく補聴器の購入であれば医療控除が税のほうで受けられるという話も聞いておりますので、現行はその制度を使っただくのが限界かなと思いますけども、ここにつきましてはさらなる研究のほうを進めてまいりたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

人間というか、耳からの情報というのが大変重要な、いわゆる車を運転する際もそうですし、さまざまな点であります。それで、耳が聞こえにくくなっていくことで、いわゆる引きこもっていったりとか、また相手とのコミュニケーションがとれにくくなるということの中で、さきに言いました鬱であるとかですね、今かなり認知症の問題は深刻になってきておりますけども、そういうところにつながっていくということも言われておりますので、ぜひ前向きな検討をよろしくお願いしたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

それでは、戻りまして、消費税の問題ですけども、いろいろ言われたんですけども、私が聞いているのは単純なことなんです。町長はいろいろ言われましたけど、要は、今の現状が 10 月から 10 % に上げて構わないというね、いいという環境にあるというふうに町長は考えているのか、これは厳しいよと。そういう環境にはないねというふうに考えられているのか、これを聞いているんです。まず、それだけなんです。それをもう一回お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

やはりこういった制度は、地方にしろ、足元の経済情勢をきちっと見てやるという対策にしていくのが大事だと思っております。そういう意味では、今、岡本議員が言われるように、今の和束町としてとらえていくのは、先ほど答弁させていただきましように、お茶を基幹産業としている和束町にとってそんなにいい状況ではなしに、厳しい状況であるという認識をしております。

そういう意味では、先ほども言いましたように、結果として、国においてもこうい

った状況は適切な対応をしてほしいということを京都府も要望も上げておられますし、和束町としても、当然、京都府に沿った、そういう考え方で臨んでいきたいと、こういうように思っております。

当然、6団体においても、当初からこの問題についてはいろいろと意見を申し上げているわけであります。だから、今、和束町の結果はどうだと言われると、これはやはり消費税は上がらないという方向でいけたらいいという判断にはなるわけなんです、ご案内のとおり、ここには、10%の中には地方交付税だと。いろんな施策が講じられているわけなんです。そういったことをかんがみて考えていかないと、一つの町長の意見はどうだと求められたときには総合的な判断に立たなきゃならないと、こういうことでありますので、主観的な答弁を避けざるを得ないと。こういうから、繰り返しますが、やはり国においては、地方はそれぞれありますが、消費税ができるような状態、そういう適切な判断をしてほしいと、ここが精いっぱい申し上げていくべきことだと思います。

当然、京都府知事もそういう方向で国に強く政策提言をされておりますので、それに準じて私どもも声を上げていきたい。また、そういう立場で考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

国が適切な対応をしてくれることを期待してというのは大変甘いといえますか、この間の安倍政権の対応を見ても適切なことってほとんどないですよ。この間の年金の問題もそうですけども、最近は何も言われませんが、今、増税分、全部返しますぐらいの経済対策みたいな、そういうことを言って、だから、大丈夫って幾ら言っても、世論調査をすれば、この10月増税はあかんという声のほうが大きいわけ

ですよね。そこを上げる前提で要望したって国は真剣に考えないわけですから。

ですから、今回違うのはですね、ご存じだと思いますけども、今まで消費税が平成元年に導入されました。で、5%になり、8%になりというふうになってきましたけども、これまで一応ですね、その上げる判断をするときに経済状況の判断というのは基本的に上向きだったんです。回復しているという判断をしてたんですよ。だけど、直近でいえばそんな判断してないでしょう。悪化しているって自分で言ってるわけですから。そういうときに増税したら適切な対応じゃないということぐらい誰でもわかるわけですよね。

町長が言われるのは、いろいろそんたくしなくちゃいけないこともたくさんおありだろうから、その辺はわかりますけども、先ほど言われたように、和束町の基幹産業における今の大きな深刻な打撃であるとか、また、低年金の方が大変多い和束町の今の高齢者の方の現状であるとかいろいろ考えればですね、到底、増税をできるような環境にはないということは明らかですから、もう少しはっきりと言ってあげないと今の政権というのはわかりませんから、ですので、いろいろと要望されているということはわかりました。まだ時間はありますから、和束町としては、今でも大変ですけども、今、上げられたら大変なことになるということをはっきりと、京都府も含めて、町長にぜひリーダーシップをとっていただいて、いろいろと観光施策等でやられているぐらいの熱意でこの問題について。増税は観光もだめにしてしまいますよ。ですから、これまで和束町がやってこられた努力を水の泡にしかねないようなことですから、それぐらい必死な思いで増税はやめてほしいということを要望したいと。

きょうはもうこれ以上聞きませんが、でも、これは本当に真面目な話ですから、ぜひ、そのつもりでやっていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

次に、水道料金の問題ですけども、答弁がなかったのはですね、いわゆる値上げによって、住民生活またいろんな農家も含めて営業の活動に深刻な打撃となるという認

識はありますかということを聞いているんですね。その辺もう一回ちゃんと答えてもらえますか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきたいと思います。

これについては先ほども答弁させていただきましたように、平成27年度に策定しました和束町簡易水道経営戦略というのがあります。これに基づきまして和束町の一元化の統合を進めてきました。

この戦略というのは何かというと、これだけ金を借りて、これだけ事業を入れて将来やっていけるのか、やっていけますという計画、戦略を立ててやっていかないとその資金も受けられない。補助も受けられませんので、和束町の簡易水道の今後5カ年のあり方というものはどうかということを示さなきゃならない。その示している戦略の中に、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、必要な場合、いろんな面において、当然、範囲内については引き上げというのが項目に入ってきているわけなんです。だから、引き上げる項目についても、簡単に引き上げるといったって、引き上げ方があるんです。

簡単に言いますと、基本料金で引き上げるのか、基本料金を超えた金額の使用料によって引き上げていくのか、全部で引き上げるのか、そして、そういう引き上げの方法もあります。そして、その時期の手法もあります。いわゆる最終の日に引き上げるのか、半分だけ引き上げるのか、これはいろいろあります。だから、引き上げる方向についても手法がいろいろありますから、先ほど課長からもありますように、私も答弁させていただきましたように、これは水道委員会とか、また議会の皆さん方とも十分相談しながらやっていきたいという考え方を示しているわけなんです。

しかし、これからの推移、いろんなことによって水道料金が上がるかどうかは別と

いたしまして、それはつながるかどうかわかりません。もし、使用料が上がっていろいろなあったとしてですね、引き上げなくて済む場合も起こるときには、それは改善されてそういう状況になったということもありであります。だから、そういう状況を戦略にうたっているという以上は、私どもはそういう方向に向かって進めていかなきゃならない。そして、こういったことは住民のご理解もいただき、こうして戦略を立てているわけですから、住民の皆さんの声も聞きながら、そして和束町は統合でやっていこうと決めてやってきているわけですから、この内容を踏まえて、そしてご理解をいただきたいという立場に立っているわけですから、本当にご理解をいただきたいと思います。そういう意味では、今後の経営状況、最新を見ながら、この時期はいつになるか、その時期についても見定めていきたい。

すぐになるのかならないのか、今、岡本議員が言われますように、なるべく住民の皆さんに負担のかからない努力をしていくことも大事であります。そういったことも含めながら頑張っていくということでありますので、そういった点、ご理解いただきたい。

何年に何％で上げますと、こんなことじゃなしに、先ほど言いましたが、それまでに水道委員会、また皆さん方、いろんなことの声を慎重にお聞きし、そういった中で決めていかないといけないときは決めていかざるを得ないと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

町長、時間がもったいないんで、聞かれたことに答えてほしいんですよ。私は別にいつ上げるとか上げんとかということをと今、言っているんじゃないんで、今、一応、上げるという方針を持っているわけですから、それを撤回されてないわけだから、そ

いう意味で、住民生活に、また営業に支障が出ることの認識はありますかとただ聞いていただけなんです。それを一つも、今、答えてないでしょう。本当にそこを抜きにして戦略だ何だって言ったって、そもそも戦略だって今まで一度もちゃんと説明したことがないじゃないですか。「理解いただきたい」「理解いただきたい」と言われますけど、いつ住民の方に広く説明されました。今まで一度もされてないじゃないですか。だから、そういう意味では、仮に25%も上げたらどれだけ生活に影響があるか、これにプラス消費税まで上がってしまったら大変なことになるということぐらいはおわかりだと思いますけども、そういう部分でのお考えはないから答弁されないと思うんですよ。そこが抜けているというのは一番深刻だというふうに思います。

それで、課長に確認でお聞きしたいんですけど、まだ25%するかどうかは決まっていますと。いろいろ話も聞いて、水道委員会にも諮って、前も委員会ではそれが25%でないかもしれないという話をされていましたがね、その場合に、例えば、経営戦略がなぜ25%なのかということが書かれていますよね。いわゆる25%の根拠は平成32年度から10年間の営業費用及び元利償還金の2分の1が賄える率として算定したと書いてあるわけですよ、ちゃんと。ということはね、25%は大変だから、とりあえず10%にしましたとかね、計画そのものが大きく変わるんじゃないですか。料金の今後の見通しについては25%で計算しているんでしょう。それを一からちゃんとまた戦略を練り直してやるということが必要になってくるということですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

確かにこの経営戦略、27年に策定して29年からこれに当たる運営をしていくということで、今、動いているわけですが、ここに書かれているのは25%という数字が書かれているため、この数字が先走っているということに私は判断をして

おります。

もっといいますと、この後に、今、出てきている話でいいますと、公営企業会計化、こうなってきますと、資産等の計算もまたここに加わってくるわけでございます。そうなってきますと、実際２５％値上げすればいけるのかというような問題もございます。

先ほど私の答弁でも言いましたように、前回の値上げ時、平成１９年のときの人口が４，９００人強です。それが３１年６月現在の人口が３，９００人と約１，０００人減っているということでございます。これも人口推移を見ていきますとまだまだ減るということで、全体的にもっと大きな試算をしますと、６割ぐらい値上げをしなきゃならないというような言い方をしている自治体もございます。うちについては、当面、３８年をめどに、今の３２年から始まります統合化の起債の返済、あわせて水道事業の運営の方向を見るとの判断でございますので、それは今後いろいろ検討しながら、第１段階、第２段階、第３段階となるのか、それともいろんな増量制の手法になるのかも含めて協議をしていきたいというようになると思いますので、まだまだこれから議論は煮詰める必要があると思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

ということは、この経営戦略というのはその程度のものだということですよね。町長は先ほどからこの経営戦略にのっとってとずっと言ってますけどね、そういうふうになれば、まだ流動的な部分もあると。この中にも確かにありますよ。

いわゆる「公営企業会計を入れた場合に、それに伴う人員体制や減価償却費等の新たな費用を補うための財源が必要となる。限られた財源の中で補うことができない場合、料金体系等の見直しも検討する必要がある」、ここでもまた料金体系の見直しと言っているんですよね、公営企業会計が入ることによって新たな財源が必要だと。と

いうことは、さらにまだ値上げしなくちゃいけないかもしれないということになると思うんですよね。

そういう意味では、もっと本当にちゃんとした形で情報も明らかにしてやっていかないと、こんなことに基づいて来年度から何%か知らないけども上げるなんてことは絶対許されないと思うんですよね。

今の話だけでも。そんなずさんなやり方でいろんなことが書かれてあるけど、誰もこんなん知らないわけですよ。そんなこともわからないままに値上げだけさせていきますと、理解してくださいなんてことは絶対許されないというふうに思うんですね。

それでね、先ほど来、聞いていまして、公営企業会計が入ることでまたさらにもっとすごい値上げをしなくちゃいけないかもしれないみたいな可能性もあるとなれば、払うのにも限界というものがあるわけですから、絶対そんなん払えないわけじゃないですか。となれば、やはり前から言ってますように、料金をちゃんと抑えていく。値上げもしないでとなれば、国や京都府の支援は絶対必要だし、町としては一般会計からの繰り入れを基準外でもしていくということが今後検討しなくちゃいけないんじゃないですか。

で、私ね、きのう、この担当をされている総務省の公営企業会計を推進されている担当課に電話したんですよ。直接これはどうですかということを聞いたんです。それで私が聞いたのは、「一般会計からの繰り入れというのは、町のほうがこの前の委員会でも、公営企業会計が入ると大変やりにくくなるというふうに言ってますけども、それは本当ですか」という話を聞いたわけですよ。そしたら、その方はどう言われたかというと、「基本的に、それは自治体の判断です」と言われたんです。判断。それをやったら何かペナルティーがありますとかいうことはありませんと。あくまで町として、各自治体の判断としての話ですからというふうに言われたんですね。

ということは、この前、課長が言われたことは必ずしも正しい表現ではないですよ。全くできないかのようなことを言われてましたけども、やはり町の判断としてそ

ういったことが必要であれば、基準外であっても一般会計から繰り入れをしていくということをちゃんと遡上に乗せていく必要があるということじゃないですか。どうですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問ですけども、あくまでも、うちは基準内繰り入れの中で事業を運営してきたわけでございます。先ほども説明しましたとおり、借りた起債の半分、それから料金に対する対応等々を含めて基準内の繰り入れをいただいているわけでございます。それ以外につきましては、いろんな起債等も有利なものを借りたり、できるときに返したりということも含めながら経営をしております。

今、言われる基準外を繰り入れるのは、確かに自治体の判断でございます。それを和束町の財源の中から見出すこと自身もかなり難しいというのは岡本議員もご承知だと思いますけども、そこも含めて、独立採算制の部分につきましては独立した部分、住民からのご負担もお願いしたいというのが答えでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今まではそうだったけども、実際にはそれが値上げによって、住民のほう そうだからちゃんと受けられますという状況なのかということなんですよ。初めに聞きましたよね。どういう打撃があるかわかってますかということね、そのことをちっとも考えないからそういうことを軽く言えるんですよ。

今までも独立採算でやってきたから負担を願うしかないと言ってね、幾ら質のいい水道が流れてきてもお金が払えなかったら大変なことになるわけでしょう。だから、今の現段階では住民に負担を求めるということ自体が限界なわけですよ、そうだった

ら、基準外のいわゆる法定外の繰り入れもちゃんと検討の遡上に乗せて戦略をちゃんとつくっていくということが最低限必要じゃないんですかということを知っているんですよ。それも考えずに値上げありきでやろうとしているということでしょう。これは本当に許されないと思うんですよ。

町長にこの点で最後に聞かせておきますけども、先ほど来、まだいつ数字をいつ出すかわからんとかいろいろ言っていましたけど、来年といたらもう1年切っているわけですよ。まだ、さっきの公営企業会計が入った場合にどうなるかわからないとかね、いろんな問題がまだいっぱいあるわけですよ。それ自身は住民の方に一つも知らされてない。説明会をするとも言っていないですよ。水道委員会のことは言われるけど、住民のところにちゃんと行って説明するとか、一つも言っておられないですよ。最低限そんな必要ですよ。それも考えたらね、最低でも来年度からどんなパーセントであっても値上げなんてことは到底許されない状況じゃないですか。というか、こんなずさんなやり方でしてはならないと思いますよ。その辺、町長、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員のご質問ですが、最初の一つだけ、ここだけ抑えておいてほしいと思います。

経営戦略というのは立ててやらなきゃならない。27年度、石寺の西部地域を入れて統合事業に取り組んでいかなきゃならない。統合事業に取り組んでいくときにこれは住民の願いでした。それを実現するには、そうした中で投資を入れなきゃならない。投資を入れていくと、こんだけの人口規模で減っていくのにこんだけの投資が必要ですかとか、いろんなことがそのときに言われます。そのときに戦略を持って話をしなきゃならないというのがこの前提であるわけです。だけど、その戦略にうたわれたからといって、すぐその年度に上げますよというのは、先ほど申し上げましたよう

に、いわゆる一つ一つ過程を踏んで慎重にやるというのは間違いなく、そういう方向を示させていただきました。

それともう一つは、町長は認識ないねということですが、この簡易水道については、今、国は非常に過渡期にあります。皆さんもご案内のとおり、5,000人以上になりますと上水道になります。上水道となったら建設省所管になりますね。簡易水道というのは厚労省が所管いたしております。厚労省が所管している意味というのは国に訴えているわけです。これは全国水道協議会というのは持っているわけです。これは、今、動いているわけなんですね。だから、そういう過渡期に今あります。

だから、そこへもって過疎地域の水道はどうあるべきか、こういったものをもっと訴えていくこと、上げるとか上げない問題よりも、もっと方向として、この簡易水道のあり方がどうあるべきかということ、また、過疎地域にあつての簡易水道の意義というのをもっと国に求めていかなきゃならない問題であつて、当然そういったことを求めながら今やっているわけです。

なぜ求めているかといったら、さっき岡本議員が言われたように、いわゆる住民に何でもかんでもツケを回したらいいのかということは、こんなことをしないという努力は当たり前のところを聞かれているんです。やっぱりそれは私は町行政を預かっている人間としては、慎重に最小限お願いする中では努力した上で、努力に努力を重ねたその結果としてはやむを得ない話として言っているわけです。そのときに水道委員とか、また、議員の皆さんとも慎重にご審議をさせていただきたいということを申し上げているわけであります。

いわゆる国のほうに、今、申し上げているように、根本的な制度のあり方が、今、問われている時期であります。これについて声を上へ上げていかないと大変だと思います。だから、やはり厚労省の簡易水道があつて、そして基準内の繰り入れ、基準外まで認めていくのはどうかは別として、やっぱり制度上にのっとして前からやっていくべきことは、交付税とかいろんな面を考えていくと制度を無視してやるというのも

いかなるものか。総合的に、和東町の財政状況でいかなるほうが一番妥当かということを知恵を出して行政運営をしていきたい。

和東町の持っている、できるならば、この中では過疎債を発行して、そこへ入れられるのどうか、これはわかりませんが、これも流れのもので、そういったことを取り入れながらやっていく。

これは一つの方向だけ考えていくわけにはいきません。いろんな手法があります。だから、その手法をみんなで検討してやっていく。だから、値上げやら値下げというのは戦略の中でうたっているわけですから、補助を入れなきゃならんわけですから、それを入れていかないと、統合して、あと知らんではどうなりますということをクリアしないといかんですわね。だから、それを今やってきたということでご理解いただきたい。

だから、そんなことをうたっているやないかというのは非常に私はつらい話なんです。第1には、石寺地域、西和東地域との統合を住民の人が願っておられた。その願っておられたことに実現する努力をしてきたということも誤解なく住民に伝えていきたいと私は思っております。そして、担当課もその辺のところを苦勞してくれているわけです。だから、そういったときに、それはなくはできませんので、その点ひとつご理解いただきたい。

時間がたってしまっていて、また言われたら後で何ですので、2分だけ残してひとつよろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

だから、いろいろあるわけですから、最低でも来年の4月から値上げなんてことは到底できないだろうというのは、今の町長の答弁からもしっかりすると思うんですね。いろいろ検討しなくてはいけないわけですから、そこは今はっきりしたというふうに

思いますんで、確認しておきたいというふうに思います。

そして、最後に、高校生の通学補助だけ聞いておきたいんですけど、先ほど町長は、10月にいわゆる路線バス協議会の10月以降のことについて議論するという話をされましたけども、そのときに具体的に高校生の通学補助についてどういうふうにしていくという案を出されるということですね、今の拡充内容というのを。

要は、これまで1年以上前に早くやりたいと。集中して検討しているというふうに言っておられたわけですよ。それが1年以上たって何もまだ明らかにされてないと。大変これはおくられていると思うんですよね、抽出をされた割には。ということは、10月にときに一からやりますなんていうことじゃなくて、やはりそのときに、こういう拡充内容でやろうと思ってますという提案がなされないとかんと思うんですね。最悪でも来年度からできるような、そういうつもりで対策協議会を持たれるということですか。それを確認したいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

前から答弁させていただきますが、確かに、路線の中で非常に運賃に隔たりがようけあるという。それよりも和束町の多くの方に利用していただきたい。そして、この路線を維持したいということを考えているわけです。

特に、湯船地域なんかでも維持していくのは大変だということで答弁をさっきもさせてもらったんですけども、そういうことの中でどうあるべきかともいうことを考え、そして利用促進の一環として、今までから岡本議員が言われるように、何とかいろんなことができる方向はないだろうか。これは利用促進に立って考えてきました。

ある意味では、いろんな所管の中でも検討してくれています。トータル的には少ないけども、ここを下げられたらここを上げられるという選択制にもなってきます。絶対的な中ではなかなか難しいんですが、だから、そういう意味では、今までも常にど

う利用していただけるかということから大きな問題だと思いますので、１０月ごろにも十分皆さんからご審議いただいて、そして慎重なご審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本正意議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、午後２時４０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時３０分～午後２時４０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

岡田 勇議員。

○１番（岡田 勇君）

議長のお許しを得て一般質問を行います。

通告書に３点ありますけども、まず、タイトルの「元号も令和に変わり町長の今後の考えは」であります。

町長は５月１０日の第２回臨時議会において、「令和の時代に入ったが、和東町のまちづくりはこれまでと変わらず住民と協働して進める。茶源郷の実現は住民との交流を深めていく中で築いていくということを柱にしながら進めていく。また、犬打峠のトンネル工事が着手されました」とおっしゃっておりました。そして、これらがこれからの大きな課題になると申されました。

しかし、私は、町長はもう既に２０年近く町長をされてきております。その中には社会情勢が変わって大変苦勞されたときもあります。そのことについてはここまでよくやってこられた、その功績については心から称賛をし、感謝を申し上げます。

井手町の汐見町長、和東町の堀町長は、京都府下の町村会では恐らく右に出る者はいないのではないのでしょうか。そんな思いで私はいます。少しだけ過去を振り返りま

すと、堀町政は、最初は第3次総合計画構想から始まって、現在、第4次総合計画が終わろうとしております。

第3次総合計画では、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東」として、また、第4次総合計画においては和東町が目指す10年後の将来像を示すとともに、それを実現するための住民と行政の取り組みの基本的指針として、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東」とされております。また、地方創生、人口減少克服という課題に取り組むため、45年後の2060年までを対象期間とする「和東町人口ビジョン」も策定されました。

本町における「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、本町における人口の状況分析を行い、今後目指すべき将来の方向と人口の将来発展を示すものであります。それに合わせていろんな総合戦略をされていることは承知しております。また、これらを令和の時代にされると期待をしております。

ただ一つ私の考えであります、これらは果たして実現するのか否か。誰がやるのか。よくよく考えますと私たちでは無理だと思います。それは、将来の和東を託す若者なのであります。若者がいなくなったら誰が果たすのか。ここが一番重大な課題であります。すなわち少子化問題であります。

町長や議員の皆様がよく知っておられるとおり、昭和40年代から平成までの間は人口6,500人から6,000人ぐらいで推移してまいりました。平成に入ると10年間で約1,000人が減少しており、平成30年間の間では約2,000人が減少しております。しかも、出生・死亡が当時は大体一緒でありましたが、現在は死亡が出生の3倍から4倍という現状であります。100人がお亡くなりになりましたら30人が生まれるという現状なんです。このままでは近い将来、和東町の人口は2,000人を割ることになるでしょう。町長、これぞまさに和東町の最大の問題であります。何としても人口減少を食い止めるか、または横ばいにするか、町長、あなたの責任は重いですよ。

暮らしやすいまち、活力あるまち、茶源郷のまち、これもいいと思います。しかしながら、若者が住みやすく、また和東町を守る人間形成をつくらなくてはなりません。それには、子育て、女性の活用、そして雇用というたくさんの課題があります。

堀町政20年間で何ができたでしょうか。定住政策、雇用、これらのことができていのかどうか一度立ちどまって検証し、そして、住民とともに考えることも一つと私は思いますが、いかがでしょうか。今、行っている施策についてはやめよとまでは私は言いませんが、余り前進すると住民から不審や不安が出るかも知れませんよ。それを踏まえて次の質問に入ります。

「日本で最も美しい村連合」についてお尋ねします。

まず、入会は平成25年と聞いております。加盟の条件は直近の住民基本台帳上の人口がおおむね1万人以下である。地域資源が二つ以上あること、景観・環境・文化があり、それらの条件をクリアされていると聞いておりますが、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

次に、「相楽郡及び木津川市での和東町の役割」であります。

堀町長は当初、和東町は西部地区、すなわち学研都市の奥座敷になるとおっしゃっておりました。これは西部地区、学園都市は都市化、東部は自然を守るという意味と私は考えておりました。また、和東町は西部地区の別荘地となり、自然に恵まれた地域のため人口も勝手に和東町に入ってくると。そのためには、都会にはない庭・農園、そういうものが住居しているということもおっしゃっておられました。今はどう考えておられるのか。果たして、そのようになっているのでしょうか。

今や逆に西部地区に人が流れているような現状であります。こんな状況が続くのか。遠い将来、西部地区の人口が密集化して、自然と田舎の方へ人口が流れるのか私には検討もつきません。町長はどう考えておられますか。

次に、星野リゾートの関係についてお尋ねします。

平成30年度1月30日にパートナーシップ協定を締結され、翌日、全員協議会に

において内容報告がありました。その後、３月１３日の予算委員会の後、これまでの時系列の説明がありましたが、それから以降、何の説明もいただいておりません。その後の経過の説明をお願いしたいと思います。

以上、私からの一般質問といたします。

なお、再質問については自席に戻り、答弁を聞いて再質問いたします。

以上です。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っています。

一般質問を聞かせていただきながら、第３次計画、そして第４次計画に触れていただいていたんですが、そのときのことを思い出しながら聞かせていただいております。そして、ここに三つ挙げていただきましたが、そういったものに共通してくるのかなということも感じとらせていただきました。

といいますのは、岡田議員のご質問でもありますように、和束町というのは宇治茶の主産地、そして和束町の茶畑景観があり、そして、それが基幹産業として発展してきましたし、この生業を大事にしてまちづくりが形成されております。そうしたことを大事にしていこう。それは行政だけでは取り組めませんので、住民の皆さんと一体となって進めていこうというときに、向く方向が共有しなければなりません。それは一つは住みやすいまちづくり、理想のまち、いろいろとよく私たちが耳にするのは、桃源郷というのがあるんです。桃源郷は理想像ですけども、そういう方向を結ぶと大体どういう方向が向いているのかわかるんですけども、しかし、桃源郷は桃ですので、和束町ではもう一つおもしろくない。そういうことで茶源郷と。言うたら、朝からも皆さん一般質問がありましたように、和束町で住みやすい、そして生きがいのある元

気なまちづくりをどうしていくかというのが総合計画の中心に据えて、皆さんとともに取り組んできました。

そういう中には今日いろいろ問題があります。第4次総合計画では、言われますように、交流人口25万人というようにうたっているわけです。当初、第3次計画の人口規模というのは非常に高く見ていたんですが、それは日本の状況から合致しないということで、現状に合わせた。そのときは岡田議員も審議会の委員長としてご苦労ただいて、そのときは人口規模は非常に議論していただいたことを思い出すわけなんです。そういう意味で、今回の質問にもいろいろとご苦労いただいているんだと。人口の問題が出てまいりました。

そういうことを考えていくときに、さきに結論を言いますと、人口の件で申し上げますと、定住人口だけがまちづくりに余り議論されないで、今は交流人口まで和東町の総合計画は入れました。今、議論されておりますのは、関係人口というところまで来しました。これは日本の国全体が人口は減る、高齢化すると、これは全体でそういう方向を歩まざるを得ない。それならば、歩む現実に合わせてどういう地域づくりをしていこうかと、こういうことが大きな課題になります。これからは交流だけやなしに、プラス関係人口が入ってきました。

このように考えますと、この相楽郡という地域、京都府南部は非常に日本でも特異な地域であります。といいますのは、日本で学研都市と言われているのが筑波と精華町、木津川市、京都府の学研都市ですね。これが2カ所しかありません。そういった中で、同じ地域で、そして、面積も京都府南部では15市町村あるわけなんです。15市町村が合併したかて京丹後市より狭いんですね。一つの市内である。そんなところで大きく15市町村も割ってしまっってまちづくりしていこうと、非常に大変であります。

京丹後市でいうたら、一つの市内に高校が何ぼでもあるということになりますが、ここでそんな議論はなかなかできない。合わない。だから、そのように考えますと、

この地域性というのは木津川右岸と左岸によって非常に特異なケース。いわゆる学術研究都市として世界一狭い地域、そして発展してきている。そして、人口が日本一伸びている京田辺市、精華町、木津川市というのを抱えております。

一方、東部については、京都府下でも人口が1、2、3位を争っている。そういうところがあるわけであります。

こうしたところの地域づくりというのは、その中の東部に位置している和束町は今後どういう方向にあるのかということを考えていく中で、岡田議員から三つの質問をいただいております。この三つとも右岸としてのすばらしさを訴える印象的な特徴的なものを共有しているわけですね。日本で最も美しい村連合の条件とか、今、申されましたこの中には、農産漁村の景観・文化を守ると。そして、自立を目指していく運動であり、次世代の若者たちが誇りを持って自分の地域で働き、暮らし続けられていく、働く雇用の場が創出されることで地域経済の発展を目指す、ということ、よそにはない田舎らしい雇用の場を見つけ出していこうと、雇用促進協議会の狙いでもあるわけなんです、そうしたことを目指していこうというのが一つの大きい条件でありまして、質問がありましたように、25年3月25日に議会の同意をいただいて、そして、その翌日に申請させさせていただきました。そして、10月4日に協定を結んだわけなんです、今は5年目を迎えて、このとき訴えなきゃならんのは、当初言っていた自然豊かな生業景観を持ちつつ、文化が育む、そういうまちづくり、そして元気に生きがいの持てるまちづくり、これを目指していかなきゃならんことは確かであります。

そういうことが一つと、今、申されましたように、木津川市の奥座敷と言われまして、けれども、これはやっぱり木津川市は学研として、今、発展されている。木津川市自身は加茂町の右岸も入っているわけなんです、そういう中で大事なのは、都会的要素ばかりが大事でしょうかというときに、わび・さび感じる、土に触れながら、元気に生きがいの持てる地域づくりも、便利だけやなしに、そういう観点から考えると、

右岸の位置が示せることじゃなかろうかなと。

そういう意味で、和束町の位置するところは、これは変わりはないだろう。美しい村連合の条件とかなうところを主張していくことが大事だと思っています。そのことを星野リゾートは求めています。

現在、星野リゾートとの話し合いは、これは今まで私も錯覚といいますか、星野リゾートというのはホテルを建てているわけです。ホテルの建て方がいろいろあります。再建されるところと自分で建てるところ、いろいろあるんですが、いずれにしても、ホテルが建ててくれるんだと。ホテルの場所が決まったら来てくれるん違うか、こんなことで話はしておったんですが、星野の考え方はちょっと違いまして、同じホテルを建てるということだったら、こんな不便なところへ建てません。この自然豊かな生業景観を生かしていく。そこに奥ゆかしい大事なものがある。それを感じ取るとはどういう施設なんだろうと。どこにもない、ここにある施設を考えていこう。それが地域づくりだと。

これは和束町だけではなかなかできませんから、当初から京都府にも加わっていたいて、京都府の知事と和束町、星野の代表で地域づくりの協定を結ぼうというのが協定の内容であります。ホテルを建てましょうという協定じゃなかった。今、岡田議員が言われたように、この三つが共通する何かいいところ、美しい村、また木津川右岸にいいところがある、それを星野リゾートが何かと見ている。これは三つとも共通する内容だなと、そういう意味に私は感じ取らせていただきました。

まさにこういうところを引き出して、これからの地域づくりをしていき、そして先ほど言いましたように、交流人口で足りないところは関係人口を広めて、そして元気にやっていこうということが大事だろうと思っています。まさに社会構造そのものも、今、特異なケースがこの地域にあります。ちょっと戻りますけども、皆さんもご存じだと思いますが、和束町の何町として農業をやっておられる方、農業振興を和束町でやっておりますけども、そして、その農業をやっておられる長男さんは、木津

川市、精華町、何とか台から勤めておられる。そして、和東町で農業振興から農業から上がっている所得は、長男の名前でしたら木津川市に申告しなきゃならない。余り近いものですから、非常にそういう実態が起こってきます。これは私は、さっき言いましたように、関係人口で手を離したらあかんと思うんですね。これから関係人口として和東町の大きな大事な関係人口の中心として考えていかなきゃならない。その中の今後の人口の考え方は、国のほうも検討していかなきゃならんの違うかな。そんな時代はきっと来ると思いますね。そういう意味では、非常にここはそういう特異なケースがあります。

私たちはストロー現象が起こらんように頑張ろうと思っているんですけども、しかし、これは一遍でできるわけではありません。和東町のように自然豊かな、ここで言われている共通する大事なものは将来の宝であります。この宝をきっと引き伸ばすことによって将来の持続する和東町があるものと思います。その手段の一つは道路問題もありますが、観光ということを考えますと、宇治からここまでひっぱってくる大きな道路、トンネルでもありますから、このトンネルを見据えたまちづくりというのが、先ほど岡田議員が質問でも触れていただいた、町長はそう述べているという中の一つだと思います。そして、そのことによって和東町の特徴をアピールしていく。そして、関係人口を深めて、そして和東町ならではの地域づくりを進めていく、こういうことであろうと思います。

何回か申し上げましたように、私は、きょう言って、あしたすぐの一時のまちづくりというのはなかなか難しいです。ある企業の社長が言われました。会社の景気に大事なのは、一時に1年で広める経営よりも、1年1年大きくしていく年輪経営が大事ですということを言われたことが私は非常に印象に残っております。行政も来年、再来年広めるんやなしに、将来にわたって和東町の存在がすばらしい地域になることを1年1年見据えて大きくしていく、そのことが大事だと思っております。そのことを考えたときに、ここに共有する、ご質問をいただいている1、2、3に共有する大事

なところ、岡田議員も質問で触れていただきました。そこを大事にする方向に向かったまちづくりを進めていくと、きっとその方向に近づくものと信じております。

そういう意味で、きょうこうした質問をいただいて、改めて答弁させていただくことによって和東町のまちづくり、岡田議員が言われていることでいうと、一度立ちどまって、そして検証するのが大事であるという言葉の意味を大きく受けとめさせていただきました。これからもこれが目的じゃありませんから、手段でありますから、大きな目的に向かって足並みそろえ、両輪のごとくこれからもよろしく行きたいというように思っております。

非常に大きな問題でしたから漠然と答えさせていただきました。そういう意味で、今後の方向とするところの共有する中で答えとさせていただくということでお許しいただいて、ひとまず私の答弁はここでとめさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

1 番、岡田 勇議員。

○1 番（岡田 勇君）

私の質問を町長はよく理解をされていただきましてありがとうございます。

私はね、今、町長がおっしゃってくれたのを悪いとは言っていないよ。その一つ一つが大きくなったらどうなるんだと、ここを気をつけてほしいと、これを言っているんです。望むところは、町長も私も一緒です。和東町のさらなる発展を願うということですね。しかし、和東町は人口が減ってきたら誰が守る。

さっきも言いましたように、誰が守るんですか。これは機械が守るわけやないんですよ。和東町の住民である我々の子孫、それから将来の子供たちが守っていくんですよ。それしか和東町を守れますから。交流だけの人だけで和東町を本当に守ってくれますか。現に災害に起こったときによその職員が来ますか。和東町の近くにいる人こそ、建設業界であろうが、商工会であろうが、いろんな人が寄って和東町を守るんで

すよ。そういう意識をみんなが持たなだめなんです。それはもちろん教育にも子育てにもかかわってくるから、余りに急がない。急ぐこともいいです。しかし、一度これでいいのかどうかということをみずから検証してね。今おっしゃっている意味はよくわかりますけども、町長、そこを私は言うとするんです。

だから、令和になったら心を新たにして、わかった、こうやな。だからこうしよう、ああしようということも考えていただいて、やはり前へ進むことは絶対にこれはとめることはできませんから、その辺を町長、私と共通はしてますけど、若干手法が違うんです。財はあってもよろしいよ。経済もあってもよろしいよ。しかし、何ぼ経済があろうが、お金があろうが子供が育たなかったらどうなるんです。そこを言うとするんです。その手だてはできてますか。

例えば、10人でも和東町の新しい住宅地をつくって、あそこが入ったらいい。住んだらいいなということは、そういうようなことがたとえこの20年の間にも一遍もないですよ。だから、今は遅いわけではないです。だから、年に5軒なら5軒でも入ってきてもらって住んでいただいてもらう。職員の人でも通わないで和東町に住んでもらえる。3人の職員を採用して和東に住んでいただいたら10人いたら30人ですよ。職員の半分以上になるんですよ。そういう時代をつくらないと私はだめだということをおっしゃるんです。

目的はわかっています。財政的にも苦しいときもあるでしょうから、しかし、それは結局言うたら、それだけのことしかない。将来30年、40年、50年後のことを考えから私はやったほうがいい。無駄な金を使って負担をかけるより、岡本議員が言ったとおり、住民に負担をかけるより、それよりほかのところにもっとかけて、少しずつでもふやしていくということが私はいいと思うんです。町長、その辺、若干違うところがあるんですけども。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えさせていただきたいと思います。

方向は私は同じだと思っていますが、考え方は、今、聞きました。といいますのは、定住人口が大事だというのはもちろんのことですが、交流人口、関係人口、今、言われておりますが、定住人口より伸びておる交流人口とか関係人口とか言わんかていいわけなんです。しかし、交流人口が定住をして本当に落ちてしまうとあかんで、やっぱりそのときの手段として、交流でだめなら関係人口が入ってきましたから、それを含めて、岡田議員が言われるように、定住人口を広めていくというのは大事だと思います。

私は先ほど、トンネルを見据えた将来のまちづくりの一環の中でもこれは大きく変わってくると思います。といいますのは、今、お隣の南山城村の例を挙げていきますと、あれは車が入ってきて月ヶ瀬の駅があります。そしたら、いわゆるセキスイのような、今、言われたように住宅を建てて、そしてする方法とかいろいろある。これは議会の前のときに、町営する前に民間といろいろなコラボの話も答弁させていただきました。そういうのはむしろ要望として、ここで立地しましょうねという声が上がってくるかもわかりませんね。

だから、今、岡田議員が言われるように、もう少しまちづくりにそういうものが入ってくる積極的な地域づくりというものも大事だろうというのは、これは和東町に住んでおられる人をふやしていくというのは大事だと思いますが、一つ、現実には和東町の空き家がふえてきていますね。この空き家対策をどう利用するかという、空き家を今度は住宅販売の一つの手段になるのかどうかわかりませんが、これからそういう手法も上がってくるだろうというようにしています。

また、そういう主張がしやすいように動いてこないと、何でやとなりますから、まちづくりは和東町に将来投資すると役立つな、そういう企業からも目を向けられるような魅力を感じる地域に。今までやったら魅力すら見てもらってない。だから、和東

の空き家を何とか商売につくり変えて販売しようかと、そういうことにも発展するだろう。いろんな意味で、これから私は岡田議員が言われるように、いろんな積極的な施策が入ってくるだろうというように感じます。だから、それだけに将来を見据えたまちづくりというのは、それに向けて逆にそういうことに備えたまちづくりを早くからしていかなきゃならんと思っております。

だから、今、岡田議員が私と手法が違うと言うけど、その方向は同じことであって、考え方のテンポはわかりませんが、やはり定住に中心を置いて考えていくべきだと思っておりますが、なかなか定住だけでは全うし得ないから交流まで行きました。ましてや関係人口まで行って何とか生き延びて、そして定住がふえたらそういうことで、やっぱり実態として流れているやつを手段として生かすということも私は大事だろうと思っておりますので、その点もご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇君。

○1番（岡田 勇君）

頑張ってもらったら結構なんですけど、町長もあと2年ですね。だから、それが町長が10年、20年もやらはるんだったら、それはその整理もどうでしょう。しかし、あと2年ですよ、町長。だから、その2年の間にしっかりと次の世代の子を育てないといけないん違いますかと。その人らに、要するに、「こうしてくれ」「こうしてくれ」と言わんと、町長の思いだったら自分の思いは言わはるけども、それは町長だけであって、そのことが果たして和東町の住民に理解が得られますか。得られるとすれば町長のあしたは開けてありますわ。だけど、理解が得られないからいろんな不満が出てきたり、例えば、町長がいつも言っている費用対効果がどうのこうのといつも言っておられる。そしたら、天空カフェはどうですかというふうに、いろんなことを言われるんですよ、西和東の地区の人に。天空カフェって、あんなもん勝手にせい。

一体、費用対効果は上がっているのかと、どうやという人もいはるんですよ。だから、そういうことを私が言っているのは、後ろを見て、前も行こうと。前も行くのも限られている、私もあんたも。めったに１００年も２００年も生きられません。だから、もうあとわずかですから、それに付随するような人を育てよう。だから、人づくりをしないとだめですよ。物は何ばたくさんつくったかて、それに入るのは人間なんです。経営するのも人間なんです。その人間が間違ったらどうするんですかというんです。それで和束を守ろうとするんだったら、和束の世代の和束の若い子をたくさんつくって、そして和束を守ってもらうというのが私の願いなんです。そのためには若者を育てないけない。そういうことを思うんです。

だから、決してね、町長、私は思いは一緒ですから、町長にああでもない、こうでもない言いますけども、要は、一番大事なことは、住民全員がスクラムを組んで、住民の理解を求めながら進めていったらいいと思います。それは町長の思い、我々思うんですよ。しかし、そうやって一つずつ頑張ってやらないと、これから平成は大変な時代だった。令和は、また、時代が変わるだろう。そういうことを含みながら、町長、一緒にやっていったらいいと思います。

以上、私はこれで終わります。答弁は要りません。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ではありますが、ただいまから午後３時２０分まで休憩いたします。

休憩（午後３時１１分～午後３時２０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、私、小西 啓が一般質問を行いますので、副議長と交代させていただきます。

○副議長（岡田 勇君）

一般質問を続けます。

小西 啓議員。

○ 10 番（小西 啓君）

副議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

平成 30 年 9 月 14 日の決算委員会の 2 日目、そして平成 31 年の予算委員会の 2 日目のところで税のことで水道料金の使用料の件で質問させていただきました。それにのっとして質問をさせていただきます。

まず、第 1 に、税及び公共料金の収納状況について。

（1）平成 30 年 12 月から令和元年 5 月末まで、建設事業課で所管している公共料金に係る項目ごとの過年度分の滞納の総額と総件数及び収納状況はどのようになっていますか。また、同時点において現年度分の未収額と総件数はどのようになっていますか。建設事業課長。

（2）平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末まで税住民課が所管している税及び公共料金の過年度分と現年度分の総額と件数及び収納の状況はどのようになっていますか。税住民課長。

（3）平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末まで、福祉課で所管している公共料金の過年度分と現年度分の総額と件数及び収納の状況はどのようになっていますか。福祉課長。

（4）平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末まで、人権啓発課で所管している公共料金の過年度分と現年度分の総額と件数及び収納の状況はどのようになっているか。人権啓発課長。

（5）各課の税及び公共料金の滞納状況の報告を町長はどのように考えていますか。

以上です。最後は町長です。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、税及び公共料金の収納状況について答弁させていただきます。

小西議員の一般質問で、建設事業課で所管します公共料金は、簡易水道事業、公共下水道事業、住宅使用料、駐車場使用料、地デジ使用料の５料金でございます。

最初に、平成３０年収入額でございますが、総額１億１，９３１万５，４７４円となっています。過年度分につきましては、総額３３３万４，７１４円の収納をしております。

ご質問の過年度分の平成３０年１２月から令和元年５月までの滞納収納額は１２５万８，７９２円となりました。

各項目ごとに申し上げますと、簡易水道が８２万１，６８３円、公共下水道が１８万２，００７円、住宅使用料が１９万３，１２４円、駐車場使用料が５万３，３３８円、地デジ使用料が８，６４０円、滞納に係る総収入件数は４６９件でございます。

次に、現年度の未収金でございます。

令和元年６月１日現在時点、いわゆる平成３０年度未収額は、総額１６８万２，３０３円となりました。

内訳としましては、簡易水道が２４万３，１６４円、公共下水道が１９万９，５７１円、住宅使用料が１２３万５，６８８円、駐車場使用料が１，０００円、地デジ使用料が２，８８０円です。

滞納者総数ですが、６月１日現在８９件。内訳としましては、滞納額１００万円以上が９人、５０万円以上が１２人となっています。また、平成３０年度滞納を積み足した方につきましては、２０人という結果になりました。

以上でございます。

○副議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

小西議員の一般質問にお答えいたします。

私にはご質問の２番で、平成３０年４月から平成３１年３月末まで、税住民課所管の税及び公共料金の過年度分と現年度分の総額、件数、収納の状況についてご質問いただいておりますので、過年度分、現年度分それぞれ調定額、収納額、納付義務者数、収納率の順に申し上げます。

まず、過年度分ということで、いわゆる滞納繰越分からでございます。

税目ごとに申し上げます。

個人住民税、４２４万２，３７１円、２４６万１，３５５円、５７名、５８．０２％。

法人住民税、２３４万９，１４４円、１１万３，７４０円、２名、４．８４％。

固定資産税、１，２７４万６，８５９円、３７５万５，２５０円、７０名、２９．４６％。

軽自動車税、１３２万８，９３０円、３６万１，５６１円、３６名、２７．２１％。

国民健康保険税、２，４０７万５，４７１円、７５１万５，９１８円、８０名、３１．２２％。

以上が税でございます。

あと、公共料金ということで、後期高齢者医療の保険料でございます。８６万１，２６３円、８万１，８０４円、３名、９．５０％でございます。

続きまして、現年度分でございます。

個人住民税、１億４，８５７万１，２００円、１億４，７６１万８９９円、１，５１７名、９９．３５％。

法人住民税、１，４２８万１，０００円、収納額同額でございます。９８名、１００％。

固定資産税、１億９，５６８万９，４００円、１億９，３０６万８，６００円、２，２

69名、98.66%。

軽自動車税、2,018万5,500円、1,981万800円、1,893名、98.14%。

国民健康保険税、1億5,521万7,200円、1億5,070万8,365円、821名、97.10%。

後期高齢者医療保険料、4,336万1,839円、4,215万7,144円、953名、97.22%。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、1. 税及び公共料金の収納状況についての（3）平成30年4月から平成31年3月末まで、福祉課で所管している公共料金の過年度分と現年度分の総額と件数及び収納の状況はどのようになっているかについて答弁させていただきます。

まず、過年度分ですが、保育園保育料につきましては滞納額が32万8,488円、件数として2件、収納状況につきましては6万円収納で、残滞納額26万8,488円、18.27%の収納でございます。

学童保育料につきましては、滞納額5万8,000円、件数2件、収納状況につきましては2万8,000円の収納で、残滞納額3万円、収納率につきましては48.28%。

介護保険料につきましては、滞納額442万7,717円に対しまして件数38件、収納状況につきましては58万2,940円でございます。残滞納額350万3,864円、収納率につきましては14.26%となっております。

現年度分でございます。

保育園保育料、1,080万5,160円、これにつきましては全額収納済み、収納

状況につきましては収納率１００％となっております。

学童保育料、３０４万５,０００円、これにつきましても全額収納で、１００％の収納率となっております。

介護保険料につきましては、調定１億２,８０３万４,９５０円に対しまして収納が１億２,６９８万５,１１０円で、件数としましては、滞納額につきましては１０４万９,８４０円、件数で１９件、収納率につきましては、現年度分総額で９９．１８％となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

それでは、私からは、１．税及び公共料金の収納状況について、（４）平成３０年４月から平成３１年３月末まで、人権啓発課で所管している公共料金の過年度分と現年度分の総額と件数及び収納の状況はどのようになっているのかにお答えいたします。

ご質問の人権啓発課で所管しております公共料金はありません。

貸付金といたしまして、生活更生資金貸付金制度がございます。この貸付金制度につきましては、昭和４７年７月に地域改善対策事業の対象地域に居住されます経済的自立を支援する制度として開始した制度でございます。

特別対策事業終了の平成１４年３月末をもって貸付事業は廃止した関係で、貸付金につきましては全て過年度分となっております。

ご質問の平成３０年４月から平成３１年３月末までの総額償還残額につきましては６８３万４,４７９円、２２件でございます。また、収納の状況につきましては１１万円、５件となっております。

以上でございます。

○副議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

小西議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

小西議員はずっと兼ねてから、公共料金、納められるのに納めへんというのはいかがなものか。納められない状態の方についてはやむを得ない。納められるものは納めてもらわないかん。住民の公平の原則から考えてやっぱりだめだ、これは一貫して述べておられます。それは私は当然のことだと思います。

今、和束町が控除、そしていろんな施策を打っておりますのは、皆さん方から納入させていただいた公的なものでもって運営しているものですから、小西議員が言われているように、ここが大事なことだというふうに受けとめております。そういうことから、私ども管理職会議かねてにおいて、公共料金の徴集については全力を挙げてほしい、こういうように申し上げてまいりました。

しかし、そのことによってただいま各課長から報告させていただきました内容、去年とことしを比較して全部数字を上げていただいております。

ただ、税金のほうで後期高齢者の医療保険料については昨年度より落ちました。これについては、私も納められる状況にあって納めてない。納められるのに納めない。こここのところの実態を見ながら、これはきちっと整理をしていかなきゃならないと思っております。

小西議員の言われていることについての、ただいま答弁させていただいた内容を見ていたら、去年と比べて一歩前進。しかし、これで満足はしておりません。やはり一つは、私は金額だけの問題ではないと思いますが、納められるのに納めない金額はどこにある、これはやっぱりきちっとなくしていかなきゃならない。しかし、全部そういう状況ではない。納めたくても納められない方については、その状況を把握しながら今後納められるような状態、また、納めてもらいやすいような分割納付の手段も含めて、親切に丁寧にご説明し、そして住民の声も聞かせてもらいながら対応していく、

このことが大事だろうというように思っております。

今までから小西議員が言われておられるその精神、その考えは大事にしながら、今後も、きょうの結果に満足しないでさらに前進、努力をしてまいりたい、このことをお約束して、小西議員の答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

各課長、町長からの答弁をいただきまして、本当に税について一生懸命考えておられるということだけはわかりましたけれど、馬場課長、私、この席に帰ってきたらまた質問するということを言ったのを覚えておられますか。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

昨年のはしか9月の決算特別委員会のときに3月の成果を聞かせていただくということはお聞きしております。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

そして、まず、私、通告したとおり、30年12月から5月までどのような考え方で滞納のことにに関して課員と話しされ、それまでにまず私、副町長を交えて一度会議を持って、そして、どのように強化月間でも設けるような感じでやっていくかということをご提案しましたね。そのようなことを何かされましたか。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

課内会議というまでは行っておりません。

とりあえず状況を申しますと、昨年４月から再任用の形で、当時、北補佐のほうが行っていただきまして、基本、滞納整理をメインに業務を受けていただくということで回っていただいております。それが１２月までの間、回っていただいた経過でございます。

その後、不幸がありまして、この後、どういうぐあいに持っていくかということは、係長を含め担当者と話をしまして、とりあえず当初から伺っていた現年をゼロにしていこうと。前年をゼロにしていた上で過年を徴集していこうということで対応をしております。

その結果ですけれども、現年の部分に関しては、できるだけ繰り越さない。滞納に回さないということで、随時、電話を入れたり、訪問したりということで回りながら、全ての課員とそれからどうしても行けないところについては私も数軒足を運びながら回らせていただきました。

その結果、１月、２月と順調にご理解を願いながら滞納整理に動いておりまして、順調にずっと経緯をした結果がきょう報告させていただいた結果で、滞納額については滞納総額の約１０％弱、それから現年につきましては、ほぼどの料金につきましては９９％強の滞納整理ができたというのが現実でございます。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○１０番（小西 啓君）

係長と少し相談したということは、課内会議は全員で集めてやってないということですね。副町長、町長の意見も聞いて、そして、この滞納ということは非常に大変なことですから、やはり上司の意見を取り入れ、そしてまた、課の皆さんで相談しな

がらどういうふうにやっていくかということは、水道料金の値上げの問題がありますから、真剣にやっついていかないと私は非常に難しいと思うんですよ。それを危惧していますから、もう一度この席に帰らせていただければ、6月に質問させていただきますということを言っておりました。

今のことを聞いておりますと、危機感というか、そういうのは余り持っておられません。そして、やっておられる数字は少しは上がった。それは認めます。でも、本当にどのようにやっておられて、どのような滞納者の声を聞いてきたかというのは、やはり議会できょうまた聞きたいと思っておりましたから、私は質問させていただいております。

そして、私は、滞納の方でも本当に生活困窮者の方がいらっしゃる。そういう方から「もらえ」「もらえ」とは言っていません。できるのに払わない方、そういうような方に収納していただく、払っていただくという姿勢には私は変わらないんです。

ない人から、困っている人から取ってこいって私は言っておりません。それは町長が私の立場、私の今までの発言、そういうことをよくご理解いただき、今、町長は答弁していただいたと思います。

そして、私、滞納者の方々に行ったときに、時系列的にノートに書きとめ、そして、その中でやってくださいということも言いました。何日何時何十分、滞納者の奥さんと話したのか、旦那さんと話したのか、そして、その滞納された方はどういう事情で滞納されているのか、やはり書いたものを残し、そしてそれを検討し、本当に、払おうとしておられるのに払えない、そういうところを見きわめて、滞納を整理していただくということを前に言っておりました。

今、私、ここで言っている時系列的に書いて、課長も行ったというのであれば、どのような感じでしたか。滞納された人の意見、そして自分の感じたこと。日にち的な時系列に書いたやつはありますか。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今、時系列で書いたものを持ち合わせておりません。ただ、随時毎日、滞納の整理に回ったものについては、全ての件について報告は受けておりました。

基本的には、今、言われているように、今はないという方もおられました。中にはそのまま出てこない方もおられたり、それから３回、４回電話をかけてなかなか来られない。逆に課員が何回か足を運んだにもかかわらず、暴言だけを発して全然払わなかったところもあったりというのは受けております。

それで、最終的には表的につくりまして、先ほど申し上げました積み込みの方、それから実際に支払っていただいた方、滞納を整理された方につきましては表としてまとめておりまして、それから平成３０年６月１日現在が１５８人ございましたのが、その後、令和元年６月１日現在に６９人の方が完納されまして、現在８９人ということとまとめている表はございます。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○１０番（小西 啓君）

課長、現年度分をまず集める。そして、過年度分はそのままにまだしているという感じを私は受けているんですけども、やはり過年度分で、今、私、書いたものを本当は議員各位に１枚ずつ渡していただければ非常にすごくわかるんですけど、それはしてもらえないですから、１００万円以上が１０人ぐらいいらっしゃるということですよ。それで、５０万円以上が二、三十人とか、私、今ちらっと報告のときに聞いたんですけど、１００万円という水道料金の滞納はどのような感じなんですか。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

私の説明の仕方に不備があったのかと思います。現在、８９人の方の中で建設事業課が所管する滞納額が１００万円を超えている方が９人、５０万円以上が１２人ということで、各項目ごとではございません。

各項目ごとで申しますと、住宅使用料の部分で個別は出しておりませんが、住宅使用料の分で令和元年６月１日現時点の滞納額が１，４６１万５，４１１円、下水が６１１万１，８５６円、住宅使用料が１，５７７万７，４０３円、駐車料金が８３万９，７４２円、地デジの使用料が２万３，０４０円ということで、個人の滞納額の総額でまとめておりますので、そのあたりはご理解願いたいと思います。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○１０番（小西 啓君）

済みません、私の聞き間違いで、建設事業課に係る水道・下水、そして住宅、いろんなものが合計して１００万円以上滞納されている方が今９人とおっしゃいましたね。水道だけでしたら滞納額を今そちらのほうで水道を持っておられますか。一番最高額はどのぐらいで、水道だけで１００万円という方はいらっしゃらないでしょう。一番最高額は幾らぐらいですか。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

申しわけございません。私のほうで今まとめましたのは個人の総額でまとめておりますので、個々については現在資料は手持ちで持っておりません。また、調べて報告させていただきます。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○ 10 番（小西 啓君）

まず、建設事業課長、やはり水道料金を値上げするということに関して、もう少し水道料金の滞納の方、もう少し真剣にやっていただかないと、今度どのような感じで値上げの議案を上げてこられるかわからないですけど、ここにいる議員の方、起立されますかね。

税の不公平というのは非常に重く受けとめないと、真面目に払っている方はどうなるんですか。きょうテレビを何人見ていただいていますかね。たくさん見ていただいて、小西 啓の言うところのことどうやねんと。この質問が終わりましたら、私のところに二、三の方は、「よう言うた。もっと厳しく言うてほしい」、そしていろんな意見が私のところに多分来ると思います、毎回来てますから。やはり不公平感を与えたら納税の意欲をなくされます。それを言っているんです。

建設課長、あなた一人を責めているんじゃないですよ。担当の課長だからあなたに質問しているんです。どうですか、その点。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

確かに、使用した分についてはお払いを願うというのが原則でございます。足を運びながら水道料金だけでなく全ての料金について、今年度も同様の努力はしてまいりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○ 10 番（小西 啓君）

建設事業課長、課を挙げてマン・ツー・マンで2人で行って、そして収納業務にもついてもらいたいと思うんです。必ず2人で行く。そして、全員で2名ずつチームを組んでみんなでやってください。ということは、本当に行って、課員の方が罵倒され

る。そして、いろんな嫌なことを言われる。本当に大変だと思います。私、その気持ちは物すごくわかります。だから、課長がやっぱりもっと先頭に立ってやらないと。仕事がたくさんあって忙しいかもわかりませんよ。建設事業課の仕事を集中してやっていただきたいと思います。

また、後で質問させていただきますけれど、ほかの課長方にお聞きしたいと思いますので、一時、建設課長は置いておいて、質問をほかの課長に向けたいと思います。

細井税住民課長、先ほど報告でありました町民税、固定資産税とかいろんなことを言っていておりましたが、固定資産税が1億8,000万円から1億9,000万円でしたね。うちの税収入の約半分ですよ。48%か49%か、50%と言っても私はいいと思います。その中でこのような大事な固定資産税の税の件ですが、固定資産税もやはり滞納していただいている方はいらっしゃるということですね。

○副議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

固定資産税につきましては、平成30年度の現年度調定額が1億9,568万9,400円でございます。町税に占める割合としては、今おっしゃったように、49%余りでございます。そのうち未納としては261万4,400円、件数といいますか納付義務者数としては80名の方が未納ということになっております。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

固定資産税といいますと、町外の方も和束町の土地を所有されて、そして、滞納されている方がいらっしゃいますよね。そういう数の把握はしておられますか。そして、また、これは税機構に過年度分だったら行ってますから、どのような感じでやってい

ただいてますか。

○副議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

町外の個人または法人が固定資産を持っておられるということで、今、リストはあるんですが、件数は済みません、数えておりません。

滞納になりまして、税機構への移管ということでございます。

まず、最初の納期限、固定資産税でしたら1期が通常は4月末でございます。ことは5月7日でしたら、それを過ぎまして、大体2週間ぐらいたって入金が確認されなければ督促を出します。督促は和束町が出します。督促を出すと同時に移管ということで、税機構に滞納のデータを送ります。その時点で移管事案ということになりますので、後の徴集業務につきましては税機構が所管するという流れになっております。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

福祉課長に、学童とか、そういうのは100%入れていただいているとかいう、すごく徴収率がいいんですけれど、やはり子供さんの関係ですから、お父さん、お母さんの方々が優先して払っていただいていると思うんですけれど、やはりこれからも子供さんのことに関してちゃんとできるようにやってください。よく収納できていると私は思っております。

次に、人権啓発課長、大分昔のものが残っているという感じですよ。それに対してもあなたが先頭に立って払っていただくように、1,000円でも2,000円でもいいんですよ、毎月払っていただいたら大きい金額になると思いますから、収納に努力してください。その感じはどうか、人権課長。

○副議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

はい、お答えいたします。

収納方法といたしましては、借受人の方の生活実態・状況等をお聞きしながら、分割等の相談にも乗りながら、今後、徴収に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

税務課長、和東町の現年度と過年度を足したら全部の税の滞納は幾らになりますか。

○副議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今、合計として数字を持ち合わせておりますのが、各税と後期高齢の合計でございますので、それでよろしいでしょうか。

まず、滞納繰越分として未納の合計が2,892万5,913円、納付義務者数はダブっている方もいるかも知れませんが、242名。

それから、現年度分でございますが、966万2,931円、納付義務者数としては227名。

以上でございます。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

それを足したら幾らになりますか。ありますか。出てますか。

○副議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

過年度と滞納繰越と現年度の合計は出してないんですが、3,800万円前後になります。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

税務課で3,800万円ぐらいですから、やはり足したら相当大きい数字になりますよね、町長。管理者会議のときにその話題を毎月取り上げるぐらいの気持ちでやっていたかないと、私、19年に入りまして、町長が町長をされて19年ですけど、町長は余り滞納のことに昔から積極的やないなという感じで受けているんですけど、やはり町長から言わないと課員はついてきませんので、これからそのような感じでやってください。

最後の質問になりますが、建設事業課長、水道料金の値上げに向かって議案を上げようとしておられますね。和束の役場に関係している方ということはわかりますね。役場に禄を食んでいる人、お金をもらっている人、アルバイトの方から職員の正職から、議会議員から、全員やはり水道料金ぐらいといたら失礼に当たりますけど、皆さんやはり払っていただいているんですか。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

本年の水道料金だけの分析をさせていただきますと、今、言われているような部分

で滞納というのは見当たりません。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

よかったです。役場の職員、特別職、そういうような方が水道料金を払ってない、そういうようなことがあっては値上げの問題に入っていくことはできません。やはり良識を持っておられる方ばかりだと思っております。それでなかったら、和東町の職員、和東町会議員としての価値はありません。よかったです。それだけ私はお聞きしたかったんです。これからもそういう方がもし出てくるようでしたら、給料をいただいているんですから、必ず払っていただかないとだめだと私は思っております。

そうですね、建設事業課長。

○副議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本公共料金でございますので、滞納していただくというのはないかと思っておりますので、できる限り、そういうことが起こらないように注意しながら今後も徴収に当たりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（岡田 勇君）

小西議員。

○10番（小西 啓君）

これで質問を終わらせていただきますが、やはり税で和東町は成り立っているんですから、税を納めていただく。そして、本当に困っている方の声を耳に傾け、そして行政はやっていかないとだめだと思っております。それは議会議員も同じだと思っております。

建設事業課長、水道料金の議案を上げてくるなら、水道の滞納のことをもう少し真剣にやらないと、また私、こちらに帰って議案の出てくる前にもう一度聞くかもわかりませんから、どんな数字が出てくるか、過年度分も真剣になってやっていただかないとだめだと思っております。

これで質問は終わります。

○副議長（岡田 勇君）

小西 啓議員の一般質問を終わります。

議長と交代します。

○議長（小西 啓君）

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後４時１５分まで休憩いたします。

休憩（午後４時０４分～午後４時１５分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和束町一般会計補正予算（第６号専決））、承認第４号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号専決））、承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決））、承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第５号専決））、承認第７号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和束町介護保険特別会計補正予算（第５号専決））、承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号専決））、以上６件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第３号から承認第８号の提案理由を申し上げます。

承認第３号 平成３０年度和束町一般会計補正予算（第６号専決）は、地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第４号 平成３０年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号専決）は、事業勘定において府出金並びに町支出金の決定等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い、

承認第５号 平成３０年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決）は、分担金並びに消費税還付金の決定等に伴い、

承認第６号 平成３０年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第５号専決）は、分担金並びに一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第７号 平成３０年度和束町介護保険特別会計補正予算（第５号専決）は、保険事業勘定において、介護給付費等に係る国・府支出金等の決定により、サービス事業勘定においては一般会計繰入金の決定等に伴い、

承認第８号 平成３０年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号専決）は、後期高齢者医療広域連合に係る補助金の決定等に伴い、

それぞれ予算補正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をさせていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案書の説明を申し上げます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月29日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成30年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）
2. 専決理由 地方債の同意額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年度和東町一般会計補正予算（第6号専決）

平成30年度和東町一般会計補正予算（第6号専決は）、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億229万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,545万8,000円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。
(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月29日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款町税、3 億6,949 万9,000 円、1,065 万5,000 円、3 億8,015 万4,000 円。

2 款地方譲与税、2,733 万9,000 円、31 万6,000 円、2,765 万5,000 円。

3 款利子割交付金、75 万円、△8 万4,000 円、66 万6,000 円。

4 款配当割交付金、248 万2,000 円、△25 万6,000 円、226 万6,000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、252 万円、△81 万8,000 円、170 万2,000 円。

6 款地方消費税交付金、6,288 万1,000 円、△172 万5,000 円、6,115 万6,000 円。7 款ゴルフ場利用税交付金、1,030 万2,000 円、△53 万5,000 円、976 万7,000 円。

8 款自動車取得税交付金、1,096 万4,000 円、148 万2,000 円、1,244 万6,000 円。

9 款地方特例交付金、47 万9,000 円、△4 万8,000 円、43 万1,000 円。

10 款地方交付税、15 億8,423 万5,000 円、300 万円、15 億8,723 万5,000 円。

1 1 款交通安全対策特別交付金、2 0 万円、△ 2 0 万円、0 円でございます。

めくっていただきまして、1 2 款分担金及び負担金、7, 3 5 7 万 6, 0 0 0 円、5 5 0 万 2, 0 0 0 円、7, 9 0 7 万 8, 0 0 0 円。

1 3 款使用料及び手数料、2, 9 8 7 万 5, 0 0 0 円、△ 9 1 万 6, 0 0 0 円、2, 8 9 5 万 9, 0 0 0 円。

1 4 款国庫支出金、2 億 3 3 2 万 4, 0 0 0 円、△ 1, 2 4 1 万 6, 0 0 0 円、1 億 9, 0 9 0 万 8, 0 0 0 円。

1 5 款府支出金、2 億 6 6 4 万 4, 0 0 0 円、△ 5 9 3 万 7, 0 0 0 円、2 億 7 0 万 7, 0 0 0 円。

1 6 款財産収入、4 5 万 7, 0 0 0 円、△ 1 9 万 8, 0 0 0 円、2 5 万 9, 0 0 0 円。

1 7 款寄附金、1 1 8 万 6, 0 0 0 円、2 万 4, 0 0 0 円、1 2 1 万円。

1 8 款繰入金、1 億 3, 6 4 7 万 5, 0 0 0 円、△ 6, 7 9 7 万 5, 0 0 0 円、6, 8 5 0 万円。

2 0 款諸収入、3, 7 0 4 万 7, 0 0 0 円、△ 7 6 万 4, 0 0 0 円、3, 6 2 8 万 3, 0 0 0 円。

2 1 款町債、4 億 1, 7 0 0 万円、△ 3, 1 4 0 万円、3 億 8, 5 6 0 万円。

歳入合計、3 2 億 7, 7 7 5 万 1, 0 0 0 円、△ 1 億 2 2 9 万 3, 0 0 0 円、3 1 億 7, 5 4 5 万 8, 0 0 0 円。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款議会費、5, 5 3 5 万 2, 0 0 0 円、△ 5 4 万円、5, 4 8 1 万 2, 0 0 0 円。

2 款総務費、6 億 1, 3 2 4 万 8, 0 0 0 円、4, 2 4 9 万 9, 0 0 0 円、6 億 5, 5 7 4 万 7, 0 0 0 円。

3 款民生費、6 億 9, 4 3 6 万 8, 0 0 0 円、△ 3, 4 9 5 万 8, 0 0 0 円、6 億 5, 9 4 1 万円。

4 款衛生費、4 億 7,657 万 9,000 円、△ 2,017 万 1,000 円、4 億 5,640 万 8,000 円。

5 款農林業費、1 億 9,780 万 1,000 円、△ 1,153 万 3,000 円、1 億 8,626 万 8,000 円。

6 款商工費、7,469 万 5,000 円、△ 1,765 万 3,000 円、5,704 万 2,000 円。

7 款土木費、1 億 8,619 万 7,000 円、△ 1,232 万 5,000 円、1 億 7,387 万 2,000 円。

めくっていただきまして、8 款消防費、2 億 1,103 万 7,000 円、△ 465 万 4,000 円、2 億 638 万 3,000 円。

9 款教育費、2 億 6,150 万 4,000 円、△ 3,347 万 1,000 円、2 億 2,803 万 3,000 円。

10 款災害復旧費、9,827 万 2,000 円、△ 743 万円、9,084 万 2,000 円。

11 款公債費、4 億 68 万 8,000 円、△ 205 万 7,000 円、3 億 9,863 万 1,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続いて、めくっていただきまして、「第 2 表 繰越明許費補正」でございます。

1. 追加。

款、項、事業名、金額の順に説明申し上げます。

5 款農林業費、2 項林業費、保安林解除申請図書作成事業、130 万 7,000 円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、祝橋整備事業、399 万 6,000 円。

7 款土木費、3 項河川費、河川改修事業、400 万円。

合計、930 万 3,000 円でございます。

続いて、変更でございます。

同じく、款、項事業名、補正前、補正後の順に説明申し上げます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、門前橋整備事業、1,500 万円、1,100 万 4,000 円。

10 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、1,400 万円、1,296 万円。

10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、1,853 万 8,000 円、1,445 万 8,000 円。

10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業、1,600 万円、1,363 万 8,000 円。

合計、補正前 6,353 万 8,000 円、補正後 5,206 万円でございます。

続いて、「第 3 表 地方債補正」でございます。

変更でございます。

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

和東運動公園駐車場等周辺整備事業（過疎対策）、3,600 万円、証書借入れ又は証券発行、年 5.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後限度額 3,590 万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前の同様でございます。

続いて、グリーンティ和東改修事業（仮称）お茶の駅和東整備事業（過疎対策）でございます。補正前 5,610 万円、補正後 5,560 万円。

マウンテンバイクコース設計業務委託（辺地対策）、460 万円、補正後 420 万

円。

門前橋整備事業（過疎対策）、補正前 7 3 0 万円、補正後 1, 0 1 0 万円。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、補正前 3, 6 7 0 万円、補正後に 2, 3 2 0 万円。

小型ポンプつき積載軽自動車（緊急防災・減災事業）、補正前 6 0 0 万円、補正後 5 2 0 万円。

めくっていただきまして、防火水槽設置事業（緊急防災・減災事業）、補正前 8 0 0 万円、補正後 9 6 0 万円。

マンホールトイレ整備事業（緊急防災・減災事業）、補正前 5 3 0 万円、補正後 4 5 0 万円。

相楽東部広域連合小学校トイレ改修事業（過疎対策）、補正前 3, 6 3 0 万円、補正後 3, 1 0 0 万円。

相楽東部広域連合中学校トイレ改修事業（過疎対策）、補正前が 3, 2 7 0 万円、補正後 2, 2 6 0 万円。

相楽東部広域連合給食設備整備事業（過疎対策）、補正前 7 7 0 万円、補正後 8 3 0 万円。

災害復旧事業、補正前 4, 5 9 0 万円、補正後 4, 1 1 0 万円。

臨時財政対策債、補正前 8, 0 9 0 万円、補正後 8, 0 8 0 万円。

計、補正前が 3 億 6, 3 5 0 万円、補正後が 3 億 3, 2 1 0 万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書。

平成 3 0 年度和束町一般会計補正予算（第 6 号専決）、N o . 3 により説明を申し上げます。

1 ページから 4 ページまでは総括と重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものの説明とさせていただきます。

1 款町税、2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額 1,000 万円。

これにつきましては、1 節現年課税分で、償却資産税ということで 1,000 万円増額させていただいております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 300 万円。

1 節地方交付税で特別交付税として 300 万円増額をさせていただいております。

12 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金、補正額が 512 万円でございます。

1 節総務管理費負担金で 512 万円。内訳といたしまして主なものが、相楽東部広域連合職員人件費負担金 515 万 6,000 円でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、8 目商工費国庫補助金、補正額が△826 万 6,000 円でございます。

1 節商工費補助金で同額減額し、主なものといたしまして、地方創生推進交付金「お茶の駅」構想プロジェクトで 795 万円の減額をさせていただいております。

続いて、13 ページ、14 ページをお願いいたします。

15 款府支出金、2 項府補助金、2 目民生費府補助金で補正額が△355 万 6,000 円でございます。

主なものといたしまして、2 節児童福祉費補助金で 349 万 2,000 円の減額ということで、主なものが、福祉医療給付（乳児）で△88 万 1,000 円、市町村体制づくり交付金ということで、保育士（専門職員）ということで△226 万 9,000 円の内容となっております。

少しページを飛ばさせてもらいまして、21 ページ、22 ページをお願いいたします。

18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額は△6,244

万1,000円でございます。

1節財政調整基金繰入金として6,244万1,000円減額をさせていただいております。

同款、同項の54目茶源郷交流等ふれあいのまちづくり基金繰入金、補正額△500万円でございます。

これにつきましても、1節茶源郷交流とふれあいのまちづくり基金繰入金、△500万円となっているところでございます。

続いて、21款町債、1項町債、4目土木債で△1,070万円でございます。

これにつきましては、1節道路橋りょう費ということで1,070万円。内訳といたしまして、門前橋整備事業の過疎対策事業債で増額の280万円、道路拡幅改良事業に係ります過疎対策事業債ということで△1,350万円計上しております。

同款、同項、5目教育債、△1,480万円でございます。

1節教育総務債で、内訳といたしまして過疎対策事業債（小学校トイレ改修事業）、△530万円、同じく、過疎対策事業債（中学校トイレ改修事業）ということで△1,010万円でございます。

同款、同項、7目災害復旧費、補正額△480万円でございます。

主なものといたしまして、2節公共土木施設災害復旧費、△420万円。

内訳といたしまして、道路災害復旧事業債△350万円、河川災害復旧事業債△70万円でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても主なもののみの説明とさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画費で補正額△475万1,000円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料で△205万8,000円。内容につきま

しては、地域おこし協力隊まちづくり事業委託料△１０５万２，０００円、湯船地区にぎわいづくり事業・パンフレット作成委託料△１００万６，０００円、１９節負担金補助及び交付金で△２００万円。これにつきましては、移住促進住宅整備事業補助金△１８０万円、空家流動化促進事業補助金△２０万円でございます。

２７ページ、２８ページをお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費の７目財産管理費でございます。補正額につきましては、増額の５，５７９万６，０００円でございます。

これにつきましては、２５節積立金ということで、財政調整基金積立金といたしまして２，３９７万１，０００円、減債基金積立金といたしまして３，１８２万５，０００円計上させていただいております。

少しページが飛びます。３３ページ、３４ページをお願いいたします。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、補正額△８６９万９，０００円でございます。

主なものにつきましては、２０節扶助費で７１０万８，０００円の減額。内訳といたしまして、福祉医療（障害者）△２９５万９，０００円、重度心身障害老人健康管理△６４万９，０００円、障害者移動等支援事業費で△５０万円、障害者自立支援で２５０万円の減額、自立支援医療給付で５０万円の減額でございます。

２８節繰出金で△１１１万８，０００円。これにつきましては、国保基盤安定等繰出金の減額でございます。

同款、同項、３目老人福祉費、△１，２０３万円でございます。

主なものといたしまして、２０節扶助費△２３９万９，０００円。これは老人医療。

また、２８節繰出金といたしまして△７６８万７，０００円、内訳といたしまして、介護保険事業勘定繰出金△１３７万３，０００円、介護保険サービス勘定繰出金△３３７万３，０００円、後期高齢者医療特別会計繰出金が△２９４万１，０００円でございます。

35 ページ、36 ページ。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費で△957 万2,000 円でございます。

主なものといたしまして、20 節扶助費△857 万3,000 円。内訳といたしまして、乳児福祉医療で△466 万3,000 円、児童手当で343 万5,000 円の減額を計上させていただいております。

37 ページ、38 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、△270 万円でございます。

これにつきましては、28 節繰出金で国保直診勘定繰出金として△270 万円を計上しております。

39 ページ、40 ページをお願いいたします。

同款、同項、4 目環境衛生費ということで、補正額△525 万円でございます。

主なものが28 節繰出金△474 万3,000 円。これにつきましては、下水道事業特別会計繰出金でございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目塵芥処理費で△583 万8,000 円。

主なものといたしまして、19 節負担金補助及び交付金で561 万1,000 円の減額。これにつきましては相楽東部広域連合負担金でございます。

同款、同項、2 目し尿処理費、補正額△510 万3,000 円でございます。

主なものが41 ページ、42 ページの19 節負担金補助及び交付金で△510 万1,000 円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金が△323 万円、広域事務組合負担金（し尿券）のほうで△146 万6,000 円でございます。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費、補正額△545 万4,000 円でございます。

19 節負担金補助及び交付金で545 万5,000 円の減額ということで、内訳といたしまして、茶園環境改善事業補助金△176 万円、共同製茶等省力化推進事業補

助金△202万6,000円、茶源郷交流エリア茶文化発信まちづくり事業助成金として△166万8,000円を計上させていただいております。

43ページ、44ページをお願いいたします。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費で△490万5,000円でございます。

主なものが19節負担金補助及び交付金で、△430万2,000円。内訳といたしまして、緑の公共事業補助金△47万2,000円、有害鳥獣関係事業補助金△311万円、緑の公共事業補助金△72万円でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で補正額△1,596万1,000円でございます。

主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金で△1,446万1,000円。このうち主なものがお茶の駅構想プロジェクト雇用促進助成金で△500万円、同じく、お茶の駅構想プロジェクト創業支援助成金で△100万円、お茶の駅構想プロジェクト茶源郷和東PR事業助成金で△340万円、お茶の駅構想プロジェクト交流拠点設備助成金で△500万円でございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で補正額△282万円。

これにつきましては、主なものが15節工事請負費で町道維持修繕工事△205万円でございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

同款、同項、3目道路新設改良事業費、補正額△742万円でございます。

主なものといたしまして、15節工事請負費で522万円の減額、22節補償補填及び賠償金で補償金194万円の減額でございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、補正額△459万6,000円。

これにつきましては、13節委託料△210万6,000円。内訳といたしまして、防災マップ作成業務委託料△200万円、木造住宅耐震診断士派遣事業委託料△10万6,000円。

19節負担金補助及び交付金で△249万円。これにつきましては、木造住宅耐震改修事業補助金△240万円、雨水貯留施設設置補助金△9万円でございます。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、△3,347万1,000円。

これにつきましては、19節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金の減額でございます。

10款災害復旧費、2目公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費、補正額△372万円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料で測量設計業務委託料（道路橋梁災害復旧）ということで347万円減額をさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

承認第4号以降につきましては、それぞれ担当の所管課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、承認第4号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月29日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

2. 専決理由 事業勘定において府庫支出金並びに諸支出金等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出算の総額に歳入歳出それぞれ263万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億758万4,000円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,096万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,938万8,000円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補

正」による。

平成31年3月29日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入から、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

4款府支出金、5億267万2,000円、△1,462万8,000円、4億8,804万4,000円。

6款繰入金、4,463万円、△118万8,000円、4,344万2,000円。

7款繰越金、1,488万1,000円、1,845万円、3,333万1,000円。

歳入合計、7億495万円、263万4,000円、7億758万4,000円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

2款保険給付費、4億8,387万6,000円、△1,561万2,000円、4億6,826万4,000円。

6款保健事業費、1,224万9,000円、△175万4,000円、1,049万5,000円。

8款諸支出金、1,501万7,000円、2,000万円、3,501万7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.4、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は議案書と重複しますので、省略させていただき、5ページからお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なもののみ説明させていただきます。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額△1,462万8,000円。

内訳といたしましては、1 節普通交付金で1,266万5,000円の減額、2 節特別交付金で196万3,000円の減額、そのうち主なものといたしましては、府繰入金で155万9,000円の減額でございます。

6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）ということで、364万5,000円の増額補正でございます。

同款、同項、5 目財政安定化支援事業繰入金、429万4,000円の減額でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で1,845万円の増額となっております。準繰越金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も主なものとさせていただきます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、977万7,000円の減額。

1 9 節負担金補助及び交付金でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費で372万7,000円の減額。

こちらにつきましても、1 9 節負担金補助及び交付金でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費で162万3,000円の減額でございます。

こちらも1 9 節負担金補助及び交付金の減額です。

6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費で137万8,000円の減額。

内訳といたしましては、7 節賃金で47万2,000円の減額、1 3 節委託料で90万6,000円の減額。委託料につきましては、人間ドック検査委託料で90万6,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、8 款諸支出金、4 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金で2,000万円。

25節積立金で、財政調整基金への積立金2,000万円でございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決））（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

なお、承認第4号の内容につきましては、さきに税住民課長が内容等説明申し上げましたので、省略させていただきます。

承認第4号の4枚目をお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1. 歳入。

1款診療収入、7,306万5,000円、△1,015万7,000円、6,290万8,000円。

2款使用料及び手数料、47万円、△12万円、35万円。

5款繰越金、615万円、264万6,000円、879万6,000円。

6款繰入金、2,270万円、△270万円、2,000万円。

8款諸収入、796万4,000円、△63万1,000円、733万3,000円。

歳入合計、1億1,035万円、△1,096万2,000円、9,938万8,000円でございます。

めくっていただきまして、2. 歳出。

同様に朗読させていただきます。

1 款総務費、7,213 万 7,000 円、△425 万 9,000 円、6,787 万 8,000 円。

2 款医業費、3,800 万円、△649 万円、3,151 万円。

3 款公債費、1 万 3,000 円、△1 万 3,000 円、0 円。

5 款予備費、20 万円、△20 万円、0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 4、和束町国民健康保険特別会計予算（第 4 号専決）の直営診療所施設勘定について説明させていただきます。

総括は重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをよろしくお願いします。

主なもののみ説明させていただきます。

2. 歳入。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入です。補正額△280 万円。

1 節現年度分でございます。

7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入で△450 万円。

これにつきましても、現年度分の金額でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金で△270 万円。

これにつきましては、一般会計繰入金でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページでございます。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で△419 万 9,000 円となっております。

主なものとしましては、３節職員手当等で△２１０万円、それと１１節需用費で△５８万円となっております。

２款医業費、１項医業費、３目医薬品衛生材料費で△４８０万円。

これにつきましては、１１節需用費、医療材料費で△４８０万円でございます。

９ページから１１ページにつきましては、職員の給与費明細が載せてありますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、承認第５号、第６号、専決処分を求める件についてご説明させていただきます。

承認第５号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年６月１３日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成３１年３月２９日

和 東 町 長 堀 忠 雄

１．専決事項 平成３０年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決）

２．専決理由 分担金、消費税還付金及び水道管布設替工事請負費及び積立金を

変更する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）

平成30年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,820万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決

和束町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出補正でございます。

歳入。

同様、款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

2款分担金及び負担金、931万2,000円、△225万3,000円、705万9,000円。

6款繰越金、448万7,000円、900万円、1,348万7,000円。

7款諸収入、1,000万7,000円、200万円、1,200万7,000円。

歳入合計、3億2,946万円、874万7,000円、3億3,820万7,000円。

次に、歳出でございます。

同様、款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

1 款総務費、5,310万6,000円、1,100万円、6,410万6,000円。

2 款施設費、1億8,337万円、△175万3,000円、1億8,161万7,000円。

3 款公債費、9,198万4,000円、△50万円、9,148万4,000円でございます。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次に、資料No.5、予算に関する説明書の総括を割愛させていただきまして、5ページでございます。

歳入からご説明させていただきます。

歳入。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設分担金、補正額△225万3,000円。

主なものとしましては施設分担金で、工事分担金の△186万5,000円でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、900万円。

これは、純繰越金はして900万円でございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入でございます。補正額200万円。

消費税還付金200万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。補正額1,100万円。

2 5 節積立金、簡易水道事業減債基金積立金に1,100万円。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、補正額△175万3,000円。

1 5 節工事請負費でございます。山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替△175

万 3,000 円でございます。

3 款公債費、1 項公債費、2 目利子でございます。△ 50 万円。

償還金利子及び割引料として一時借入金利子の 50 万円の減額でございます。

以上、簡易水道特別会計の専決処分の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 6 号をお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 13 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 31 年 3 月 29 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 平成 30 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）
2. 専決理由 分担金並びに一般会計繰入金等の変更に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 30 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）

平成 30 年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 586 万円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,271万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月29日専決

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1. 歳入。

1 款分担金及び負担金、110万円、△110万円、0円。

2 款使用料及び手数料、3,016万6,000円、△1万4,000円、3,015万2,000円。

5 款繰入金、1億5,530万円3,000円、△474万3,000円、1億5,056万円。

7 款諸収入、4,000円、△3,000円、1,000円。

歳入合計、2億2,857万3,000円、△586万円、2億2,271万3,000円です。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出も同様、款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

1 款総務費、1,842万7,000円、△396万円、1,446万7,000円。

2 款管理費、4,806万3,000円、△190万円、4,616万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となります。

引き続き、予算に関する説明書、下水道事業特別会計補正予算、資料No.6を開きください。

総括については割愛させていただき、5ページからお願いいたします。

歳入。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目下水道分担金、補正額△110 万円。

公共ます等の設置分担金及び過年度分として110 万円の減額でございます。

2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目検査手数料、△1 万4,000 円でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△474 万3,000 円。

一般会計からの繰入金の減額でございます。

7 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金。

受益者分担金延滞金△1,000 円、過料の△1,000 円でございます。

7 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入でございます。雑入として△1,000 円ということになっております。

おめくりいただきまして、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。△396 万円。

職員の給与及び手当でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目管渠管理費、△190 万円。

主なものとして、工事請負費100 万円の減額でございます。

以上、第4号専決、第5号専決の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、介護保険特別会計の事業保険勘定並びにサービス事業勘定につきまして説明させていただきます。

議案書のほうをおめくりください。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月29日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 平成30年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）

平成30年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ681万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,100万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ351万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ463万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入から、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1億2,567万1,000円、△668万6,000円、1億1,898万5,000円。

3 款国庫支出金、1億4,763万4,000円、5万3,000円、1億4,768万7,000円。

4 款支払基金交付金、1億5,390万7,000円、117万8,000円、1億5,508万5,000円。

5 款府支出金、9,012万円、2万2,000円、9,014万2,000円。

7 款繰入金、8,459万8,000円、△137万4,000円、8,322万4,000円。

8 款諸収入、5,000円、△3,000円、2,000円。

歳入合計、6億2,781万円、△681万円、6億2,100万円。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、871万5,000円、△96万1,000円、775万4,000円。

2 款保険給付費、5億7,138万2,000円、△890万8,000円、5億6,247万4,000円。

4 款地域支援事業費、3,124万9,000円、△116万4,000円、3,008万5,000円。

5 款基金積立金、1,000 円、499 万 9,000 円、500 万円。

6 款公債費、5 万円、△5 万円、0 円。

7 款諸支出金、1,612 万円、△72 万 6,000 円、1,539 万 4,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、資料 No. 7、予算に関する説明書、和束町介護保険特別会計予算（保険事業）（第 5 号専決）のほうをごらんください。

1 ページから 4 ページにつきましては総括でございますので、割愛させていただきます。

5 ページをお願いします。

歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額△668 万 6,000 円。

主なものといたしまして、1 節現年度分特別徴収保険料が△565 万 2,000 円、2 節現年度分普通徴収保険料が△103 万 4,000 円でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、2 目地域支援事業支援交付金、117 万 8,000 円。

2 節過年度分ということで、これにつきましては、過年度分の精算に係る交付金でございます。

おめくりいただきまして、7 ページをお願いします。

2 款保険給付費、2 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、△241 万円。

19 節負担金補助及び交付金で、現年度分の負担金の減額でございます。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、△156 万 3,000 円。

これにつきましても、19 節負担金補助及び交付金で、現年度分の負担金の減額で

ございます。

おめくりいただきまして、9ページをお願いします。

同款、2項介護予防サービス等諸経費、1目介護予防サービス給付費、△133万4,000円。

これにつきましても、19節負担金補助及び交付金で、現年度分の負担金の減額で
ございます。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきまして、先ほどの事業勘定の続き、サービス事業勘定になります。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入から説明させていただきます。

1款サービス収入、補正前の額328万9,000円、補正額△13万9,000円、計315万円。

2款繰入金、補正前の額471万1,000円、補正額△337万3,000円、計133万8,000円。

歳入合計、814万2,000円、△351万2,000円、463万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、714万8,000円、△351万2,000円、363万6,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.7、予算に関する説明書、介護保険特別会計補正予算（第5号専決）のサービス事業勘定のほうをごらんください。

1ページから4ページにつきましては総括ですので、省略させていただきます。

5ページをお願いします。

歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、補正額△13万9,000円。

1 節居宅支援サービス計画費収入でございます。これに伴う13万9,000円の減額でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△337万3,000円。

1 節一般会計繰入金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額△351万2,000円。

これにつきましては、主なものといたしまして、7 節賃金301万7,000円。これは臨時職員の賃金となっております。

私のほうからは以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私からは、承認第8号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 31 年 3 月 29 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 平成 30 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号専決）

2. 専決理由 平成 30 年度の後期高齢者医療特別会計において、京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金等の予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 30 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号専決）

平成 30 年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 179 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,785 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 29 日専決

和 東 町 長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款保険料、4,149 万 3,000 円、65 万 3,000 円、4,214 万 6,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 万円、△1 万円、0 円。

3 款繰入金、2,505 万 6,000 円、△294 万 1,000 円、2,211 万 5,000 円。

4 款繰越金、19 万 9,000 円、20 万円、39 万 9,000 円。

5 款諸収入、288 万 9,000 円、30 万 1,000 円、319 万円。

歳入合計、6,964 万 7,000 円、△179 万 7,000 円、6,785 万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款目総務費、63 万 1,000 円、△2 万円、61 万 1,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、6,337 万 7,000 円、△96 万円、6,241 万 7,000 円。

3 款保健事業費、520 万 9,000 円、△73 万 6,000 円、447 万 3,000 円。

4 款諸支出金、20 万 1,000 円、△8 万 1,000 円、12 万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 8、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5 ページからお願いいたします。

済みません、資料のほうで、5 ページが 1 ページ、2 ページとなっておりますので、5 ページ、6 ページと訂正をお願いいたします。申しわけございません。

まず、歳入でございます。

歳入歳出とも主なもののみの説明をさせていただきます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、△192 万 2,000 円。

1 節の現年度分でございます。

2 目普通徴収保険料、257 万 5,000 円、1 節現年度分として 259 万 4,000

0 円、2 節滞納繰越分として 1 万 9,000 円の減額でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△294 万 1,000 円。

1 節事務費繰入金で△285 万円、2 節保険基盤安定繰入金で△9 万 1,000 円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 96 万円の減額。

19 節負担金補助及び交付金でございます。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費で 73 万 6,000 円の減額。

主なものとしたしまして、13 節委託料で 66 万円の減額となっております。健康診査委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

8 番、岡本議員。

○8 番（岡本正意君）

本件は専決ということもありますし、また、9 月の決算というところでもまた議論できることは思いますけれども、とりあえず幾つか気になる点について伺いたいと思います。

一つは、一般会計の 40 ページになりますけれども、これは先ほど私が一般質問でも取り上げたことと重なりますが、乳幼児インフルエンザ予防接種費用助成金として 12 万 6,000 円の減額になっております。これは常任委員会の資料を見ておりますと、いわゆる 30 年度の全体予算としては 24 万円を組んでいたんですけども、実際に執行されたのが 11 万 4,000 円ということで、半分も執行されてないという状

況があります。この辺の事情について説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

これにつきましては、予防接種された保護者の方がうちのほう申請に来ていただいてということになっておりますので、それだけ接種された方が少なかったというふうに思っているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

この資料を見ますと、申請者は42人ということでしたけども、それで、やはりこのインフルエンザ予防接種の補助につきましては、町長もどのようにお考えかわかりませんけども、特に小中学生をお持ちの親御さんの声としては大変強いんですね、拡充してほしいというのが。

ご存じのように、予防接種の費用自身が大変高額になってきております。兄弟とかおられますと、例えば、3人おられた場合に2回接種ということになりますと、万単位で予防接種だけでかかってくるということもありますから、それが払えないと。例えば、一番小さい子だけ受けさせるとかね、いろんなことをしてやっておられることもありますし、親御さんは受けないとかいうことも含めて、そういったことになっております。

全国のインフルエンザ予防接種の補助の状況を見ておりますと、大体やられているところは高校生までやっておられたりとか、最低でも小学生までは対象にされているところが多いです。先ほどの一般質問で課長が言われた理由というのはね、もう数年来、同じことを言われているんです。ですから、やはりこういった状況も踏まえて、

もう少し対象も拡充し、また接種料が高額になっていますから、その補助額自身も見直す時期に来ているというふうに思いますので、その辺ぜひ、大体あれば11月から始まりますので、まだ検討できる時間はありますので、そういった傾向も見ていただいて、拡充のほうを検討いただきたいと思いますと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

現段階におきましては、京都の南部、宇治・城陽以下こちらのほうに行きまして補助しているところが宇治田原町のみということで、近隣市町村におきまして、まだそこまでの制度のほうを持っておられるところがないと。和束町においては、今、乳幼児のみずっとやっておりますが、近隣に比べても先んじて進んでやっているところでございます。

しかしながら、岡本議員がご指摘いただいておりますとおり、確かに補助額につきましても従来どおりの金額のまま来ておるというところで、確かに、近年につきましては、インフルエンザの費用も若干上がってきているようには聞いております。確かに上がってきております。

しかしながら、京都府下を見ましても、近隣を見ましても、まだ、いまだに助成を全然しておられないというところもございますので、これにつきましては、岡本議員ご指摘の、今、全国ではされているところも結構あるということですので、そういうところも含めた中で、また、うちのほうでそちらのほうも調べた中で、どこまでのことをやっておられるのかというのを調査させていただきたいと思います。

ただ、これにつきましては、さきの答弁でもさせていただきましたように、もともと定期接種であったものが任意接種に変わったというよう推移もございますので、そこら辺につきましては慎重な対応のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

ただいま予定していた予算の半分も執行できてないというね、お金を余らせてぐら
いだったら拡充のほうに回していただくことも含めてできるわけですよね。ですから、
やはり全体の予算自身もそんなに大きくないわけですから、「近隣」「近隣」で言わ
れますけども、何も近隣のことを気にしてやっているわけじゃないと思うんですよね。
ですので、そういった先進的にやっておられるところは既にあるわけですから、ぜひ、
そういうところに学んでいただいて、ぜひ、先んじてやっていただきたいと要望して
おきたいと思います。

それとですね、お茶の駅の関係の補助金関係なんですけども、商工費ですね。こ
こでいわゆるお茶の駅関係のプロジェクト助成金が全て減額になっておりますけども、
これはどうなんでしょうか。こういった助成を行うという見通しがあって予算計上さ
れたんじゃないのかと思うんですけども、全く執行されてないと。補助金としては結
構高額ですよね。そのまま要は減額補正されたというのは、結局どういう見通しでさ
れたのか、その辺どうですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この事業につきましては、経済牽引事業ということで、国のほうの認定をいただき
まして地元の経済の育成を図るというようなことで、牽引していただく企業さんのほ
うの活動ということで、地方創生の交付金をいただこうとしているものでございます。

交付金ということでございまして、実績に応じた形の中で地方創生としてお金をい
ただくわけなんですけど、全員会議の中でも地元産業の育成のために優良なリーダーを

何とか育成した形の中でというふうに考えておったところですが、なかなか思った状況の中で事業のほうが発展できてなかったというところでは、こちらといたしましても期待のところがしんどかったかなというところがございます。

しかし、当初予算でこういう形で組んでいかないと、地方創生の交付金でございます。国のほうの認定もいただかないといけないということでございまして、予算計上させていただいて、企業の活動を何とかして助成したいという思いでやらせていただきました。

満額というよりも１００万円は使ってはいただいたんですけど、あとの人件費は店舗を開設していただいて、その店舗の人件費であったりということで、補助金の交付要綱に載った形の中での補助ができなかったというところがございます。今年度も期待をしながら、地域の経済を発展させるために何とか頑張っていたきたいという思いでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

これの事業は、牽引事業の話が出たときに、一定、国のそういった認可を受けてという流れの中でね、要は、町としてその中の国の制度にはのらない部分の補助金の制度としてわざわざつくられて、それで予算計上されたわけなんですね。だから、そういう流れがある中で、いわゆるその牽引事業の内容を見ていたときに、一定、何年度にこれします、何年度にこれしますという計画があるもとで認可された、そういうもののなんですよ。

それに対して町として、今、言われたような趣旨で一定支援したいということで、１，０００万円を超えるような額の補助金を用意された。そういう経過すればね、結局、ほとんど使われませんでしたというのは、どのような見通しでされたのか大変疑問に感じざるを得ないというふうに思うわけです。これは決算でもまたいろ

いる議論はしたいと思いますけども、見通しのない予算計上だったんじゃないかというふうに思います。

最後に、もう１点だけ、２９ページですね。交通対策費の関係なんですけども、これで最後にしますけども、町長に先ほど一般質問でも確認しましたけども、高校生の通学補助の関係なんですけど、平成３０年度の予算審議のときに町長は、先ほども少し紹介しましたけども、「今、何がいいのか検討している。何とか早くやりたいわけなんですけども、集中して検討している」というふうに答えてるんですね。それから、１２月議会になって同じ質問をさせてもらったときに、「高校生の通学補助については、運行本数の見直しと合わせて前向きに進めてまいりたいと考えておりますが、いつの時期からかということについては、さらに検討が必要だ」というふうに言っておられるんですね。

私ね、年度当初に早くやりたいと言っておられたようなことが、どうして１２月になっても、まだいつになるかわかりませんみたいなことになっているのかということ疑問に思わざるを得ないわけですね。「検討」「検討」と言うけども、一体何を検討されているのかということなんです。やっぱり定期代が高くて、それも原因となってバスの利用が進まないということは明白だったわけですね。具体的にやることは、町長より早く具体的に拡充の中身を決めるということだけだったと思うんですよ。にもかかわらず、いまだに拡充内容は何も示されていないという状況は、一体何を検討されて、何が障害になっていたのかということがよくわからないんですね。

そこを説明いただきたいのと、先ほど言いましたように、今度、対策協議会に諮るって言われましたけども、ということは、町として具体的に、どういうふうに拡充しようかという内容を一定お持ちだということだと思うんですね。一から何もない中でどうしましょうかということじゃなくて、一定、町としてこういう中身でやりたいということがあるから話に出されると思いますので、その辺、具体的な中身について説明いただきたいと思うんです。

私ね、どうせされるのであれば、宇治田原町をよく引き合いに出しますけどね、ここはこういう補助をされているかといいますと、世帯全員の町民税所得割額の合計が21万1,200円以下の所得の世帯については全額補助すると。それ以上のところについては3分の2の補助をします。それにプラス定期を利用していない世帯についても定期券の3分の1相当の支援をしますと、こういう中身なんですね。

これはかなり思い切った対策だと思うんです。ですので、もしそういった拡充をお考えであれば、やはり中途半端にせずに、これ以上でもいいですけどね、思い切った内容で拡充すべきだということに思いますので、それも含めて、今どういうお考えなのか説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

基本的に、この問題については岡本議員も兼ねてから言っておられますように、やはり利用しやすい、また、乗る者にとっては経費を少なく済んで、そして多くの人に利用してもらうという気持ちは当初から変わってないわけであります。

しかしながら、大きく変わってきますのは、一つの基準としている3年後100万円というところが和東町にとっても一つの節目の金額であります。これの前の段階では3,000万円切れたり2,000万円台であるならば、もう一つこれはできるだろうという判断で検討する形をとっておったんですが、結局、利用されない方が急にふえてきて、こういうスピードが速くなってきたと。そうなってくると、この範囲内でどっちか減らしてこっちがやるというふうに、トータル枠は変えないですけども、選択があるというのは、これは今現在、課のほうからも答弁させてもらったと思っております。そういう方向で考えてきているわけなんですけど、そういう意味では非常に厳しくなってきたと、こういうことであります。

宇治田原町の例を挙げますと、大きく違いますのは、宇治田原町は、いわゆる路線

バスというより町でいろんな事業を入れられているかわかりませんが、そういう動かし方をしていると。和束町で前には町営バスの運行のような形でとられております。和束町はなぜこだけこだわるかということになってきますと、やっぱり利用料金というのは、うち独自ではなしに、関係機関とも協議して決めている面がありますので、そうしたことで非常に枠内の中では同じように考えができないというのがあるわけです。これは私ももう少し勉強させてもらわなきゃならんところがあるかわかりませんが、そういうとらえ方をしております。

ここのところは所管課のほうに、前の課長からもそうなんですが、これについては検討して、いろんな方向で研究していこうということで継続してきているわけなんで、今のそういう内容については、どうあるほうがいいのか、この辺について検討しているというのが先ほど協議していると、こういうことであります。

総じて言うならば、考えてやっていこうと思った以降に、状況悪化のほうが悪しかったと。そして、この運行料というのは、奈良交通とある程度決められた中で設定されている。こういういろんなクリアしなきゃならんところがありますので、今日になっていると。そういう観点から、各方面から検討していきたいと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、予算書に書いてる質疑をしてください。今、予算書に書いてないことを質問しているんですが、それを答えてもらっているんですから、もうあなたの質問は終わりです。

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

一般会計補正予算の中でページ29ページをお願いします。

その中で教えていただきたいんですけど、款2、総務費の戸籍住民登録費の欄なんですけども、この中で個人番号カード交付事務費の補助金マイナス8万円という金額

が上がっているんですけども、私たちいろいろ個人番号カードについては、最初から住基ネット、それから個人番号カード、それからマイナンバー制度と、いろいろ情報システムのカードというのが発行されているように思うんですけども、どのように違うのか、どのような使い分けをされているのか、その辺についてご説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

個人番号カードにつきましては、平成２７年１１月に個人番号が国民全員に振られて、通知カードというのが全員に送られております。その通知カードに個人番号カード、マイナンバーカード申請書がついてましたので、それに基づいて申請されて受けとられるものが個人番号カードということになります。

それまでの住基カードというものがございます。住民基本台帳カード、それにかわるものとしてこのマイナンバーカードが発行されているということでございます。

マイナンバーカードにつきましては、今まだまだ和東町では活用のお機会というのは余り多くはございません。例えば、税の申告等で所得税の確定申告をされる際に、自宅にインターネット環境がある、それからパソコンがある、それからカードリーダーライターがあると、そういうのがそろっておればマイナンバーカードをそこに挿入して確定申告が自宅からできるというのがございます。それ以外でカードを活用していただく場面は、和東町ではそんなないかなということでございます。

住基カードにつきましては、今お持ちの方もいらっしゃると思うんですけども、有効期限がございます。有効期限につきましては、それが終了しますと更新はされません。更新ということは、マイナンバーカードにわかるといいますか、申請していただくということになるんですけども、両方お持ちの方はいらっしゃるというふ

うにとらえていただければいいかなと思います。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今の説明はややこしいんですけど、この三つのカードそのものも全て身分証明書にかわるものというものと理解していいんですね。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

行政の役場の窓口にいるいろいろな手続に来られたときに、身分証明ということで本人確認できるものの提示をお願いしております。顔写真付きの公的機関が発行したものであれば、1点の確認、一つだけ見せてもらったらいいと。顔写真付きのものがいない場合は、例えば、保険証と別のものということで2点見せていただいたりしております。

今お尋ねの質問にありました住基カードについては、顔写真付きのものと顔写真なしのものがあったというふうに記憶しておりますが、マイナンバーカードにつきましては、全て顔写真付きでございます。顔写真でしかも公的機関が発行したものであるということで、身分証明、本人確認できるものということで提示していただくことができるということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

私もこれで最後にさせていただきたいと思いますが、本来、今の事由でいうと、マイナンバーカードというものが主流を占めてきているというふうに理解をさせていただきたいと思っております。

その中で、和東町町内のほうで世帯数にどれぐらいの発行枚数が既に発行され、受領は未了の方は何件ぐらいあるのか、その点について最後にお伺いしておきたいと思っています。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今、和東町の人口が3,900人余りでございます。そのうちマイナンバーカードを申請された方が、済みません、今、手元に資料を持ち合わせてないんですが、310名前後であったと思います。申請されて、カード自体はまず役場に届きます。役場のほうで、交付前の設定という作業をしないといけないんですけども、それが済んだ方については、取りに来てくださいというご案内のはがきを送らせていただきます。それでまだ取りに来ていただいてない方が十数名いらっしゃると思うんですけども、交付状況としては、そういう数字となります。

○議長（小西 啓君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

遅くから済みません。1点だけ質問させてください。

14ページですね。府の補助金として市町村未来づくり交付金（地域防犯環境整備推進事業）となって、262万6,000円が計上となっているんですが、これはどのような趣旨でしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

遅くなって済みません。

それでは、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

市町村未来づくり交付金そもそもなんでございますが、これについては京都府の制度でございまして、一定、行財政改革に資するまち、小規模市町村の枠、そして市町村に均等に配分される交付金ということになっております。

今回、地域防犯環境整備事業ということで充てさせてもらっている事業の内容でございますが、これにつきましては、和束町の交通安全灯、防犯灯、カーブミラーの設置事業に充てさせていただいている事業でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

防犯とついてますので、私は防犯カメラかなと思ったんです。

前の総務課長に一回議会で質問させていただきました。防犯カメラはどれぐらいあるんかと。1基ぐらいしかなかったんかな。要するに、今の世の中は防犯カメラの必要性は重々皆さんわかっておられます。せんだってのアポ電強盗、そして、その前の渋谷のハローウィンの若者の暴れたんでも、今、防犯カメラで、要するにリレー形式で犯人を捕まえるというようなことになっています。

前の質問でも言ったんですけども、要するに、和束町は京都へ逃げられる、大阪へ逃げられる、滋賀県、三重県へ逃げられるということでね、やはり防犯カメラは必要じゃないかと思います。

前の総務課長はプライバシー云々と言っておられたんですけど、今、防犯カメラでプライバシーを言うような人はいないと思いますので、できましたら、防犯カメラの設置を考えていただきたいと思いますと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今の趣旨、私の理解している範囲で、そこはちょっと自信がないところは総務課長なり訂正してもらいますが、私ということですので答弁させていただきます。

今、どことも使われている防犯カメラといいますか、それは自己防衛の防犯カメラであるのかなと。それぞれのところが防犯カメラをつけておられる。それを有効利用されている。それはそれなりにつけておられるところも和東町ありますね、自己防衛と。それがうちの場合はそういうところは荒いという、なかなかいけないもんやから、不特定大多数といいますか、そういうので見ましようというところには、ひっかかるのかなというのが先ほどプライバシーと答弁させてもらったのかなと思います。この辺のところは私に答弁を求められて自信のないところがあるんですが、できる限り、和東町のそれぞれのところで防犯カメラをつけてもらえるような形で推進していくというのが私も大事だろうというように思います。間違っておれば課長のほうで訂正してもらおうということで、今の答弁にかえさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

町長の補足になりますが、昨年の6月議会で承認いただきまして、子供の安全対策ということで、和東町役場の玄関前に1台設置させていただきました。また、人権ふれあいセンター、児童館前に2基、そして、教育委員会のバスロータリーを映しているところに1台ですね。それと、観光案内所にも1台ございます。あと、公用車のドライブレコーダーということで、和東町内を公用車が運行する場合、やはりそれについても防犯機能を一定持たせるんじゃないかということで、平成30年度予算で20台購入させていただきました、現在、公用車につけているところでございます。

あと、府道の関係でございますが、これにつきましては、やはり総務課のほうから木津警察署のほうにそういう要望を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかの議員の方ありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和東町一般会計補正予算（第6号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和東町一般会計補正予算（第6号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度和東町簡易水道

事業特別会計補正予算（第４号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第５号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第５号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第７号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和東町介護保険特別会計補正予算（第５号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第７号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和東町介護保険特別会計補正予算（第５号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第８号 専決処分の承認を求めることについて（平成３０年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号専決））は原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月20日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後6時06分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 元 年 9 月 1 1 日

和束町議会議長 小 西 啓

署名者 和束町議会議員 村 山 一 彦

〃 和束町議会議員 吉 田 哲 也